子どもオンブズ・レポート2007

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の2007年次運営に関する報告

2008(平成20)年3月

川西市子どもの人権オンブズパーソン

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の 2007年次運営に関する報告にあたって

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(以下、「条例」とします)第 20 条により、2007 年次における条例の運営状況等について、本報告書をもって市長に報告するとともに、これを公表します。

条例第1条はこの条例の目的を「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保すること」 と定め、第2条は市及び市民が担うべき「子どもの人権の尊重」について定めています。

それらの、より一層の実現に向けて、本報告書が積極的に活用されることを、私たちオンブズパーソンは子どもの権利擁護の第三者機関として、心より期待するものです。

* * *

さて、この報告書を作りあげてみていつもながら思うのは、こうした報告書は単に記録に終わることはない、ということである。この報告書によって、われわれオンブズパーソンがこの一年にわたってどんな活動をしてきたかを振り返ると同時に、そこには、大きなもの、小振りなものも含めて、次なる課題の数々が陰に陽に指し示されている。そんな実感がある。

今、子どもである彼らが、20~30年後に、あの時のおとなたちは悪くなかった、自分たち子どもにはヘンなことはしなかった、だから自分たちも子どもたちに自分たちがしてもらったのと同じことをしてやろう、そうしてやりたい、そう思うようなことを、今のわれわれはしているだろうか。また、そのとき「これははずせない」ということはなんだろうか。

その「はずせないもの」を、これ!といって取り出すのに、急ぐ必要はないだろう。また、あまり現実的・打算的に傾かない努力もいる。では何をするのか。それには、試行錯誤、いろいろであっていいだろう。そして、そのプロセスを展開し、また、維持するために必要なふたつのもの。それは、人間の多様性を最大限に受け入れる大きな理念と、それに「こらえ性」ではなかろうか。

幸い、この大きな理念は「子どもの権利」として今われわれの前にある。かつて日本政府は、「子どもの権利条約」を批准しない国として国際的な批判を浴び、いろいろ言い訳しながら、しぶしぶ受け入れたという経緯がある。これはわれわれ自身の欠点を拡大したものだろう。つまり、われわれは子どもの権利思想を深めるというよりも、ともすると、「実際、困ってない(ように見える)し・・・」、「生活に便利だから」、「すぐに効果が欲しいな」といった、現実主義に走りやすいようだ。

一方の「こらえ性」とは、まず、大きな理念を現実のものとするために是非必要なものでもある。それと同時に、今子育でをしている人たちを支えるときの、私たち世代のためにもある。目下、子育で中の人たちに向かっていろいろ言うのではなく、相手が必要としていると思ったら、そのときには、口は出さずに金を出す。あるいは手を貸す。そして、任せる。待つ。これが、なかなかできない。お互い気を付けたいところである。

少し大き過ぎる図を描いたかも知れない。ここで報告したオンブズパーソンの活動は、 その図の中の小さな一部でありたい。そんなわれわれの願いは実現しているだろうか。全 体の背後にある意を汲んでいただき、ご批判・ご意見を受けたい。

2008 (平成 20) 年 3 月 1 日

川西市子どもの人権オンブズパーソン 代表オンブズパーソン 羽下 大信

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 [平成 10(1998)年 12 月 22 日 川西市条例第 24 号] (目的)

第1条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

- **第2条** すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づ く権利及び自由を保障される。
- 2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。
- 3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての 人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するととも に、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

も く じ

Ι	川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の概要5
П	オンブズパーソンの相談活動 9 2007年次の相談状況(159案件、延べ602件) 10 相談内容 14 各学齢の子どもの相談の特徴 16 オンブズパーソンに寄せられる相談とは 一相談事例紹介 18 人と人とをつなぐ「調整活動」 20 コラム 一出会った子どもたちー 22
Ш	オンブズパーソンの調査活動 ·······25 2007年次の調査状況(2案件、延べ55回の調査を実施) ·····27 2007年次に扱った調査案件のあらまし ·····27
IV	オンブズパーソンの広報・啓発活動
V	オンブズパーソンの会議等と情報公開47オンブズパーソン会議の開催状況48個々の事例に関する研究協議49情報公開の対応50
VI	オンブズパーソンからのメッセージ
参	考
あ	とがき74

I 川西市子どもの人権 オンブズパーソン制度の概要

制度の趣旨・目的 運営体制 主な活動 活動場所

I 川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の概要

制度の趣旨・目的

川西市子どもの人権オンブズパーソンは、1999 年 4 月、全国で初めて「条例」により設置されました。これは、一人一人の子どもの SOS を受けとめ「いじめ」「体罰」「虐待」などの人権侵害から子どもを救済するための公的第三者機関です。

オンブズパーソンは、個別具体的に子どもの救済を図り、子どもの救済からみえてきた課題に対しては、子どもの最善の利益の観点から、市の機関などに対して是正や改善を求めて勧告や意見表明などの提言を行います。

こうしたオンブズパーソンの活動は、条例第 1 条にある「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」という目的に向けた取り組みです。川西市において「子どもの人権が大切にされるまちづくり」を推進していくために、オンブズパーソンは条例に基づき、市の関係機関と相互に連携しながら、子どもと子どもにかかわるおとなを支援します。

運営体制

■根拠

「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」(平成 10 年 12 月 22 日制定)、「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例施行規則」(平成 11 年 3 月 23 日制定)に基づき活動を行っています(「条例」は70頁)。

■組織(地方自治法上の市長の付属機関)

オンブズパーソン:3人

法曹界、医師、学識経験者、子どもの人権関係のNPO等から、市長が委嘱します。

相談員:4人

オンブズパーソンのアシスタントで、週4日勤務し、相談や申立ての受付業務を日常的に行う。うち一人がチーフ相談員となり、市の機関との連絡調整役を担当します。

専門員:6人

オンブズパーソン経験者等から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家(法律、医療、学校教育、福祉等)。オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動します。

事務局(行政職員):1人

オンブズパーソンの事務を担当。相談や調査は担当しません。

主な活動 (※8頁の図「オンブズパーソン制度のしくみ」参照)

■相談活動 (→9頁へ)

- ・市内の 18 歳未満の子ども(在住・在学・在勤)のことであれば、誰でもオンブズパーソンに相談できます。
- ・受付時間は、平日の月曜日から金曜日の10時~18時。
- ・相談方法は、電話、面談、FAX、手紙。場合によっては、家庭訪問や地域訪問 を行っています。面談は原則予約制です。
- ・初回の相談者が親などのおとなである場合でも、できるだけ子どもに出会って、 直接話を聴いて、子どもとともに問題解決を考えています。
- ・相談の延長として、子どもの代弁や当事者間の相互理解を支援する必要がある場合は、関係調整 (コーディネート) を行うことになります。これを「調整活動」と呼んでいます (→20頁へ)。

調査活動 (→ 25 頁へ)

- ・子どもの擁護・救済の申立てを受けて実施する調査と、独自入手情報から自己発 意により実施する調査とがあります。
- ・調査の結果、4頁にある①~⑥の中から必要適切な対処を行います。

広報・啓発活動 (→ 35 頁へ)

- ・子どもや市民に、オンブズパーソン制度を広く知ってもらい、必要がある場合 は活用してもらえるように、市の機関と連携して行っています。
- ・また、国連の「子どもの権利条約」の積極的な普及と、子どもの人権の擁護及 び人権侵害を未然に防止する観点からも広報・啓発活動に取り組んでいます。

活動場所

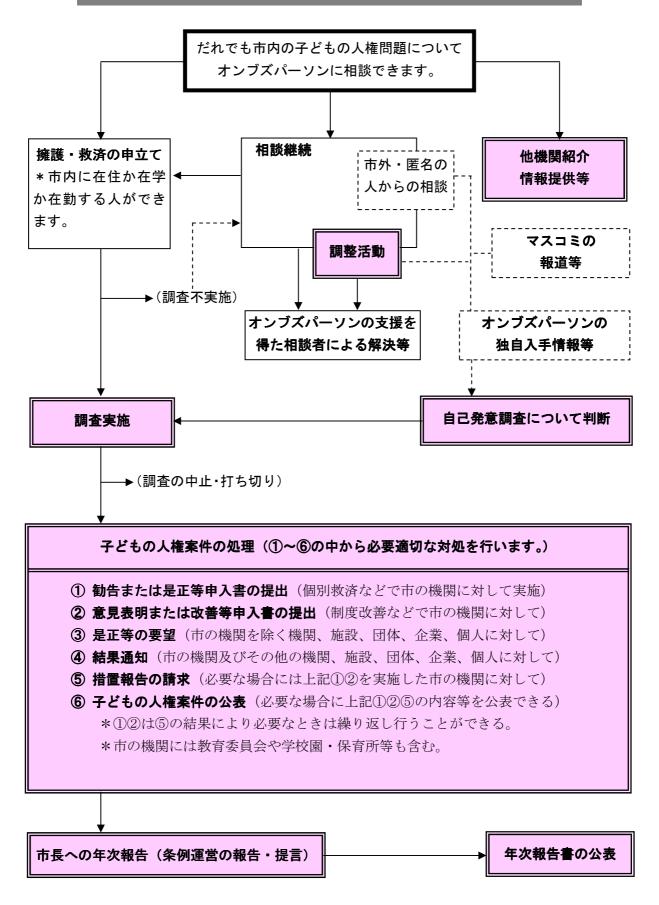
■オンブズパーソン事務局

・市役所の3階にあります。相談員と事務局職員が常駐し、電話相談等の日常業務を行っています。

■子どもオンブズくらぶ(相談室)

- ・川西能勢口駅前のパルティ川西 4 階にあります。カーペット敷きで、おもちゃやゲーム、パソコン、本やマンガ、絵本もあります。子どもが安心して、相談員と一緒に遊んだり、話をしたりするのに使います。
- ・面談の際に使用する部屋なので、相談員は常駐していません。相談等に支障のない範囲で、市民に開放しています(使用の際は、登録グループとなることが必要です)。

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ



*図中の二重線枠内は、オンブズパーソンによる対応等を示す。

Ⅱ オンブズパーソンの相談活動

2007年次の相談状況(159案件、延べ602件) 相談内容 各学齢の子どもの相談の特徴 オンブズパーソンに寄せられる相談とは -相談事例紹介-人と人とをつなぐ「調整活動」 コラム -出会った子どもたち-

Ⅱ オンブズパーソンの相談活動

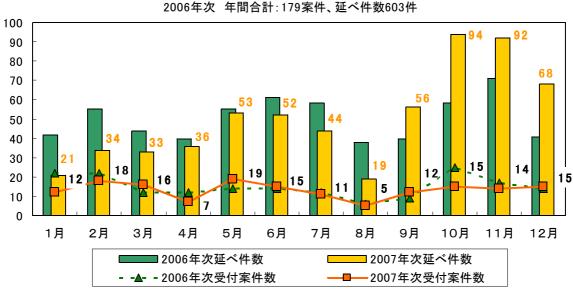
2007年次の相談状況(159案件、延べ602件)

2007 年次に受け付けた案件数*1 は 159 案件で、延べ件数*2 は 602 件でした。案件数は前年次の 179 案件から約 11%の減少でしたが、案件数の増減にかかわらず、延べ件数はほぼ前年並でした(前年次は 603 件)。なお、この件数の中には、相談者に他機関等を紹介したもの、あるいは必要な情報を提供して終了した案件、また相談者の意向を踏まえて、学校・教育委員会、保育所・福祉事務所等、関係する機関に働きかけて調整活動を実施した案件も含まれています。

月別の相談件数 -相談件数のピークは10・11月-

本年次、全体では 10、11 月をピークに、例年並の数の相談が寄せられました(図 II-1)。 前年次同様本年次も、新規受付の案件数に比べ、相談の延べ件数が多く、一つの案件につき、数回の相談を重ねる傾向がみられました。案件数は、啓発カード配布後の 5 月に最も多く、新年度始まりの 4 月と夏休みの 8 月は少なくなっており、延べ件数は、前半に少なく後半に多くなっています。特に 8 月は相談案件、延べ件数ともに少なくなっています。

図 II-1 月別相談受付件数(2007年次と2006年次) 2007年次 年間合計:159案件、延べ件数602件



(注) グラフ内の数字は2007年次の受付案件数および延べ件数である。

^{*1 1}人の子どもについての初回から終結までの相談を1案件とする。

^{*2} たとえば1案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数える。

相談者の内訳 ー子どもからの相談が約4割ー

本年次の相談の延べ 602 件の相談者の内訳は、子どもが 246 件 (40.9 %)、親や祖父母など保護者が 304 件 (50.5 %)、教職員等 * 3 その他のおとなが 52 件 (8.6 %)でした(表 II-1) * 4。

子どもからの相談の割合は、年々増えており、前年次から引き続き本年次も4割を超えました。教職員等その他のおとなからの相談は、微増しました(図II-2)。

子どもからの相談件数の比率は、多い方から高校生・中卒後の子ども(15.3%)、中学生(11.1%)、小学生高学年(7.1%)、小学生低学年(6.8%)という順でした(図 Π -3)。

図Ⅱ-2 各年次ごとの相談者割合

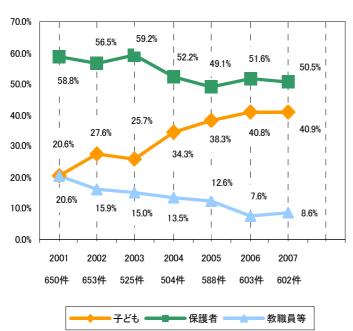
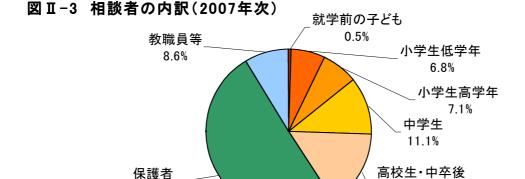


表 II-1 各年次の相談件数とその内訳

年次	子ども	保護者	教職員等	合計
2001	134	382	134	650
2001	20.6%	58.8%	20.6%	100.0%
2002	180	369	104	653
2002	27.6%	56.5%	15.9%	100.0%
2003	135	311	79	525
2003	25.7%	59.2%	15.0%	100.0%
2004	173	263	68	504
2004	34.3%	52.2%	13.5%	100.0%
2005	225	289	74	588
2003	38.3%	49.1%	12.6%	100.0%
2006	246	311	46	603
2000	40.8%	51.6%	7.6%	100.0%
2007	246	304	52	602
2007	40.9%	50.5%	8.6%	100.0%

の子ども

15.3%



50.5%

^{*3 「}教職員等」には、保育士などを含む。

^{*4} 図や表の数字は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

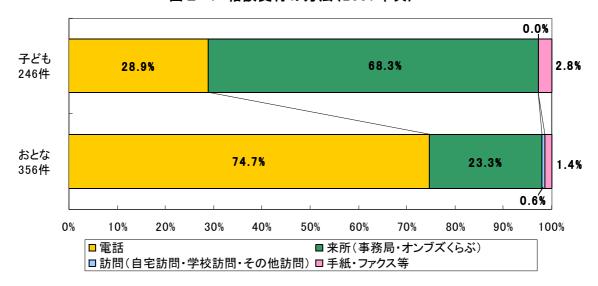
相談受付の方法と場所 -子どもは「子どもオンブズくらぶ」で来所相談-

初回相談受付の方法は電話が多く、約4分の3 (77.4%) を占めています(表 II-2)。その後の継続相談は、相談者の希望により電話の場合と、直接出会って相談する面談の場合があります。オンブズパーソン事務局や「子どもオンブズくらぶ」(パルティ川西4階・川西能勢口駅前)で面談することもあれば、オンブズパーソンが出張(家庭訪問や学校その他の公共施設などへ)することもあります。相談受付の方法は、子どもは来所が多く、おとなは電話が多いという傾向があります(図 II-4)。子どもの来所相談の場所としては、「子どもオンブズくらぶ」を利用することが多くなっています。これは、オンブズパーソンが子どもと出会うことを大切にしており、子どもにとって「子どもオンブズくらぶ」がリラックスできる場であるためと考えられます。

表 II-2 初回相談受付の方法と場所(2007年次)

相談の形態	案件数	%
電話	123	77.4%
来所(事務局・オンブズくらぶ)	31	19.5%
訪問(自宅・学校・その他)	1	0.6%
手紙・ファクス等	4	2.5%
計	159	100.0%

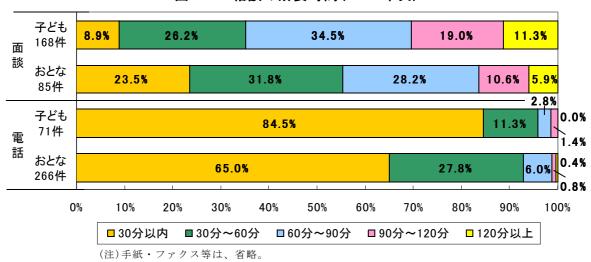
図Ⅱ-4 相談受付の方法(2007年次)



相談の所要時間と時間帯 -子どもの面談の約3割は90分以上-

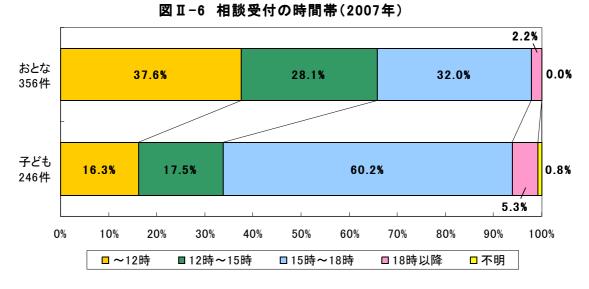
子どもからの相談の所要時間については、面談の約9割は30分を超えて行なわれています。そして、90分以上は約3割を占め、2時間以上は約1割あります(図Ⅱ-5)。これは、遊びをとおしてコミュニケーションをはかるなど、子どもとの関係づくりに時間をかけて相談をすすめ、問題となっている事柄をオンブズパーソンと一緒に整理し、打開・解決に向けた選択肢を考えるなどして丁寧に話を聴いているためです。

相談受付の時間帯は、おとなは 15 時までが 6 割以上、子どもは 15 時以降が 6 割以上で、それぞれの生活時間と対応しています。おとなは午前中に電話で、子どもは学校から帰ってから相談をするという特徴があります(図 II-6)。



図Ⅱ-5 相談の所要時間(2007年次)





相談内容

相談内容の分類は、22 項目です。初回の相談で相談者が主として訴えている内容は、どのようなものが多いのかについてまとめました($\mathbf{a} \mathbf{I} - \mathbf{a}$)。ただし、ここで扱っている数字は、初回の相談内容を示す案件数であるため、継続相談における相談内容において、必ずしも同じ内容の相談が続けられたとは限りません。つまり、同一の相談者と継続して相談を重ねていくうちに、その重点が変わっていく場合もありますが、ここにはその状況は反映されていません。相談者によっては相談の内容は複合的であり、また、1 案件で複数の相談者がいる場合は、相談者によって訴える内容が異なることもあります($\mathbf{a} \mathbf{I} - \mathbf{a}$)。

子どもからの相談

案件数の多い順から、①「いじめ」(21.6%)、②「交友関係の悩み」(18.9%)、③「家 族関係の悩み」(13.5%)、④「進路問題」(10.8%)、⑤「心身の悩み」(8.1%)でした。

例年同様、「いじめ」と「交友関係の悩み」が多く、子ども本人の人間関係にかかわる 悩みが寄せられます。この両者の違いは主観によるもので、ここでは子ども本人の意見ど おりに分類しています。本年次は、前年次と比べ「進路問題」が増えているのが特徴です。 ここでいう「進路問題」とは、進学に関する内容に限りません。自分の将来について悩んでいる気持ちを受けとめ、一緒に考え、子どもが新しい方向を探す作業を手伝っています。また本年次は、主訴としての「不登校」が半減しています。これは、従来の学校へは必ず行くものだという意識が薄れつつあり、学校へ行かない(行けない)ことそのものの悩み以上に、相談の重点が自分の将来に関する悩みなどに移ってきている傾向があるからだと思われます。実際、たとえ相談を寄せる子ども自身が不登校であっても、相談では「いじめ」、「進路問題」、「心身の悩み」などとして語られるケースがあります。

おとなからの相談

案件数の多い順から、①「子育ての悩み」(23.0%)、②「交友関係の悩み」、「教職員等のその他指導上の問題」(9.8%)、④「学校・保育所の対応の問題」(7.4%)、⑤「家族関係の悩み」(6.6%)でした。

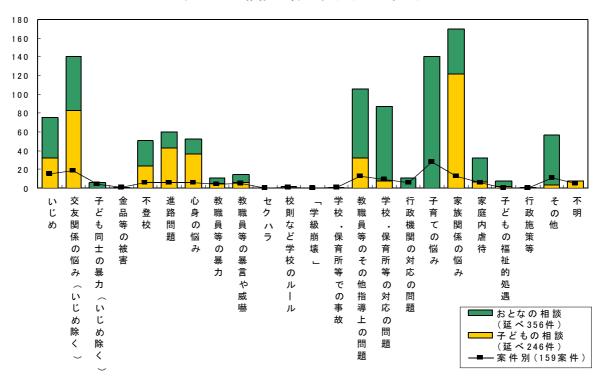
例年同様「子育ての悩み」と「交友関係の悩み」が多く、「子育ての悩み」の割合はさらに増加しています。一方、「いじめ」、「不登校」は減少しています。この中で、本年次は、「教職員等のその他指導上の問題」と「学校・保育所の対応の問題」が増加しているのが特徴です。学校の先生と話し合いたいけれど、どのように伝えたらいいのかという相談も多く、課題整理を手伝い一緒に考えました。主訴としての「不登校」が減っているのは、おとなの場合においても、不登校そのものよりも、子どもの傷つきなど、その背景に目が向けられるようになっている傾向があるのではないかと思われます。

表 II-3 相談案件における主訴の比率(2007年次と2006年次)

主訴となった事項	子と	: ŧ	お。	おとな			
エかとなった事項	2007年次	2006年次	2007年次	2006年次			
いじめ	21.6% ①	14.6% ②	5.7%	6.9% 4			
交友関係の悩み(いじめを除く)	18.9% ②	31.3% ①	9.8% ②	14.5% ②			
子ども同士の暴力(いじめを除く)	0.0%	2.1%	3.3%	3.1%			
金品等の被害	0.0%	0.0%	0.8%	0.8%			
不登校	2.7%	6.3% ⑤	4.1%	7.6% ③			
進路問題	10.8% ④	0.0%	1.6%	1 0.8%			
心身の悩み	8.1% ⑤	8.3% 4	2.5%	0.8%			
教職員等の暴力	5.4%	2.1%	1.6%	1.5%			
教職員等の暴言や威嚇	0.0%	4.2%	4.1%	3.8%			
セクハラ	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%			
校則など学校のルール	0.0%	2.1%	0.8%	2.3%			
「学級崩壊」	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%			
学校・保育所等での事故	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%			
教職員等のその他指導上の問題	2.7%	4.2%	9.8% ②	6.9% 4			
学校・保育所等の対応の問題	0.0%	2.1%	7.4% 4	4.6%			
行政機関の対応の問題	0.0%	0.0%	4.9%	1.5%			
子育ての悩み	0.0%	0.0%	23.0% ①	18.3% ①			
家族関係の悩み	13.5% ③	12.5% ③	6.6% ⑤	6.9% 4			
家庭内虐待	0.0%	4.2%	4.9%	6.9% 4			
子どもの福祉的処遇	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%			
行 政 施 策 等	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%			
その他	2.7%	4.2%	8.2%	6.9%			
不明	13.5%	2.1%	0.0%	0.8%			
計 【%】	100%	100%	100%	100%			
【案件数】	37案件	48案件	122案件	131案件			

⁽注)2006年次は179案件、2007年次は159案件の内訳。○囲みの数字は年次ごと・相談者ごとの上位5番目までの順位を表したもの。ただし、「その他」「不明」は順位から除く。

図Ⅱ-7 相談内容の状況(2007年次)



(注)相談者の「主たる訴え」に該当する一つをチェックし、その他にも具体的な訴えの事項が認められる場合に、それを「副次的な訴え」としてさらに一つをチェックし、それらを合算してグラフにした。

各学齢の子どもの相談の特徴

オンブズパーソンに寄せられる相談は、どの学齢の子どもについての相談が多いのかを分析しました(図 Π -8)。多い方から順に、小学生低学年(31.2 %)、中学生(23.1 %)、高校生・中卒後の子ども(22.9 %)、小学生高学年(15.4 %)、就学前(6.8 %)でした。子どもの学齢が低いうちはおとなからの相談が多いですが、子どもの学齢が高くなるにつれ子ども自身からの相談が多くなっていきます。さらに詳しくみるため、各学齢別に、初回相談時の主たる相談内容の多いものをあげました(\mathbf{a}_{Π} -4)。「子育ての悩み」や「交友関係の悩み」は学齢にかかわらず相談されていますが、子どもの学齢によって、下に示すように相談内容にはそれぞれ特徴があります。また、相談の中で問題となっている関係をみると、「子どもと親・家族」や「子ども同士」の関係が多くあります(\mathbf{a}_{Π} -5)。

就学前の子ども

相談者としてはおとなが9割以上を占め、そのほとんどが母親からの相談です。相談内容としては「子育ての悩み」と「家族関係の悩み」が多く、子どもとの接し方や、発達などについて気になっていることなどが語られます。また、相談件数は少ないですが、就学前の子ども本人からの相談もあります。

小学生の子ども

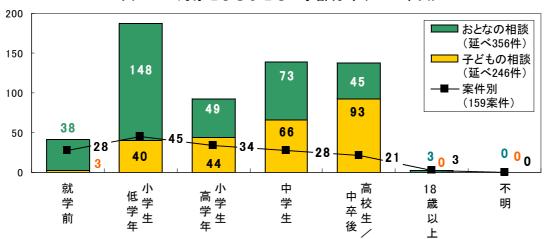
小学生低学年では親からの相談が多いですが、高学年になると子どもからの相談が増え、 ほぼ同数になってきます。おとなからの相談では「子育ての悩み」が多く、子どもからの 相談では「いじめ」や「交友関係の悩み」といった子ども同士の関係の中で起こる問題の 相談が多い傾向にあります。

中学生の子ども

他の学齢の子どもについての相談と比べ、「不登校」の相談が多いことが特徴です。まず親から、「子育ての悩み」として子どもをどう理解したらいいかという相談があり、その後、子どもとつながって個別に支援が展開される案件もありました。

高校生・中卒後の子ども

子ども本人からの相談が多く、相談内容も多岐に渡ります。初回の相談では、「交友関係の悩み」と、「心身の悩み」が多く話されます。おとなからの「子育ての悩み」の相談では、子どもの社会的自立がテーマとなっています。一方、この年代の子どもは継続相談になることが多く、その中で「家族関係の悩み」や「進路問題」、教職員等との関係の悩みなどが、複合的に語られます。



図Ⅱ-8 対象となる子どもの学齢分布(2007年次)

表 II-4 子どもの学齢別の初回相談時の主たる相談内容(2007年次)

	就学前 (28案件)	小学生低学年 (45案件)	小学生高学年 (34案件)	中学生 (28案件)	高校生/中卒後 (21案件)
第1位	子育ての悩み	子育ての悩み	いじめ	不登校 教職員等の暴力 子育ての悩み	交友関係の悩み 心身の悩み
	(8案件•28.6%)	(11案件•24.4%)		(4案件•14.3%)	(3案件•14.3%)
第2位	家族関係の悩み	交友関係の悩み	交友関係の個み 教職員等のその他 指導上の問 題		
	(6案件•21.4%)	(9案件•20.0%)	子音での悩み (3案件•8.8%)		
第3位	学校・保育所等の 対応の問題	いじめ			教職員等の暴言や威嚇 教職員等のその他 指導上の問題 子育て/家族関係の悩み
	(3案件•10.7%)	(5案件•11.1%)			(2案件•9.5%)

表 II-5 問題となっている関係(2007年次)

関係性	主たる	関係	副次的	勺関係	合	計
子ども同士の関係	159	26.4%	89	22.1%	248	24.7%
子どもと学校・保育所・教職員等との関係	112	18.6%	77	19.2%	189	18.8%
子どもと親・家族の関係	224	37.2%	71	17.7%	295	29.4%
子どもと行政機関との関係	5	0.8%	3	0.7%	8	0.8%
子どもとその他のおとなとの関係	20	3.3%	7	1.7%	27	2.7%
親と学校・保育所・教職員等との関係	24	4.0%	75	18.7%	99	9.9%
親と行政機関との関係	3	0.5%	9	2.2%	12	1.2%
親同士の関係	21	3.5%	39	9.7%	60	6.0%
子どもをめぐる家族の関係	23	3.8%	17	4.2%	40	4.0%
子どもをめぐるその他おとな同士の関係	8	1.3%	14	3.5%	22	2.2%
不明	3	0.5%	1	0.2%	4	0.4%
合計	602	100.0%	402	100.0%	1004	100.0%

オンブズパーソンに寄せられる相談とは -相談事例紹介-

オンブズパーソンには、具体的にどのような相談が寄せられているのでしょうか。 本年次寄せられた延べ602件の相談の中から、その様子を一部簡単に紹介します。

相談者	学齢等	相 談 概 要
子ども	小学生 低学年 女児	仲良かった男の子と関係が悪くなってしまった。その子は、クラスのみんなから仲間はずれにされている。私は、みんなで仲良くしたいし、仲間はずれをなんとかしたいと思っている。相談員が話をじっくり聴いていくと、「他の子に自分の思いを伝えてみる」と言って終了した。
保護者	中学生女子	子どもは友だちとのトラブルの原因を、自分のせいにされたことに 納得できず、学校に行きたがらない。子どもの気持ちもよくわかる が、親としては学校に行ってほしい思いが強い。話をするうちに相 談者自身から「しばらく見守ります」という言葉があった。
保護者	小学生 低学年 女児	担任は、テストの点だけをみて評価しているようだ。それにより、 子どもは自分なりの努力が認められず、いろんなことにやる気を失 ってしまっている。話をしていく中で、結果を評価するのではなく、 プロセスも認めてほしいという親の気持ちを担任に伝えることになった。
子ども	中学生女子	(休み時間に学校の公衆電話から、泣きじゃくりながら電話をかけてきた。)「今学校にいる」、「やばい」と。授業中にクラスの女子のほとんどの子からひどくいじめられた。話を聞いているうちに落ち着き、「終わったらそっちいくわ」と言い、放課後に事務局を訪れた。
保護者	小学生 低学年 女児	4月からずっと、同級生2人から、嫌がらせをされている。子どもは、 体調を崩し病院へ行き、通院を続けるもなかなかよくならない。昨 日医者から「身体はよくなっている。学校でのストレスが原因では ないか」と言われた。電話相談の後、来所相談につながった。
子ども	小学生 高学年 女児	勉強が嫌いで、塾の宿題が難しくてできない。今日これから塾へ行かなければならないが、まだできていない宿題がいっぱいある。いま両親とも留守で、きょうだいもいないので、家にひとりでいて教えてもらえず困っている。少し話をすると元気に「やってみるー」と言った。

子ども	高校生女子	理由はわからないが、仲良くしていた友だちから無視をされるようになった。クラスはすでにグループができあがっているので、どこにも入れない。休み時間をひとりで過ごしているがそれがしんどいと電話で語り、その後、複数回の面談を続けた。
市民	小学生 高学年 男児	自分の子どものことではないが、子どもの同級生がいじめにあっている。そのことでその保護者が何度も学校に相談しているが、いじめがなくならない。保護者は悩んでおり、転校も考えている。相談者ができそうなことを一緒に考えた。
保護者	幼稚園 男児	子どもはこだわりがとても強い。そのことでお友だちと度々トラブルになる。自分自身も育てづらさを感じており、長時間一緒にいるとイライラしてしまうことがある。子どもをどう理解したらいいのかわからない。電話相談の後、来所相談につながった。
子ども	中学生女子	仲の良かった友だちから「死ね」「キモイ」「学校に来んな」と言われたり、無視をされたりする。先生に相談したが「自分で解決するように」と言われ、こわくて学校に行けない。じっくり話を聴いた後、「また相談に来る」と言って帰っていった。
子ども	小学生 高学年 女児	【私は今自分が嫌いで自分がこわい。日が一日過ぎるごとに、死にたい気持ちは増えるばかり…でも家族には言えない。助けてください】という手紙が届いた。手紙で返事を出したところ、数日後に、子ども本人が相談に訪れた。
保護者	小学生 低学年 男児	担任の先生から、子どもがクラスの中で行動が遅いことを指摘され、 「指示が通りません。家でも指導してください」と言われた。これ までの子育てがいけなかったのか、と落ち込んだ。母親の不安に寄 り添いながら話を聴いた。その後も相談が継続された。
保育士	就学前	保育所に通う子どもの親から、子育てのことだけではなく母親自身が抱えている困難な問題について相談を受けた。しかし、保育所においてどのように親を支えていったらいいか悩んでいる。相談を受けた担当オンブズパーソンから、支援していくための適切な社会資源を紹介した。
教員	小学生	子どもをめぐる保護者同士のトラブルの対応に追われ、学校の日常業務に支障をきたしている。どう対応するべきかわからない。一緒に課題整理をしたところ、適切な対応が図られ、問題が収束していった。

人と人とをつなぐ「調整活動」

調整活動とは

延べ 602 件にわたる相談の中には、相談者個人の課題に即して行われた調整 (コーディネート)活動も含まれています。調整活動とは、子どもの最善の利益を図ることを原則に、子どもに関係する相談者以外の人々 (学校の先生や親など)にオンブズパーソンが直接出会って、子どもの代弁 (アドボカシー)に努め、相談者や当該の子どもが関係するおとなと建設的な対話に入れるよう必要な環境づくりなどにあたることです。それらをとおして相互関係のつくり直しを支援したり、個々の案件に即して関係機関と連携をしてきました。オンブズパーソンが、子どもを取り巻く人々や環境に働きかけ、子どもを支援するために人と人とをつなぐことに主眼をおいて実際の調整活動を行っています*5。

調整活動の分類

本年次は、159 案件の相談活動のうち 7 案件ついて調整活動が行われました。調整活動の内容としては、学校生活に関するものが 3 件、家族関係に関するものが 3 件、また、学校生活および家族関係の両面で調整した案件も 1 件ありました。それぞれ個々の案件に即して、オンブズパーソンが学校や福祉事務所等と連携し、当該子どもの理解と今後の支援の方向性について話し合いました。こうした対話を積み重ねることによって、子どもの置かれた困難な状況についての共通理解を図り、関係機関における必要な措置が講じられていくよう促すことができます。なお、「虐待の疑い」として市民等から寄せられる相談を必要に応じて市の福祉事務所に通告していますが、この通告も「調整」に含んでいます。

再びつながり合える関係へ

子どもに関する問題が起きた場合は、その子どもとまわりのおとなや、まわりのおとな同士で、意思疎通が難しくなり関係不全に陥っている状況があります。子どもにかかわるまわりのおとなが、対立的な関係ではなくお互いに信頼し合い、つながり合える関係を再構築していくことが、子どもを支援するために重要な取り組みです。調整活動の後半においては、オンブズパーソン立ち会いのもと、当事者同士(子どもと教師等)の直接の対話

^{*5} 調整活動とは、相談者である子どもや親の意向のもとに、関係機関・関係者に任意の協力を得て、相談活動の一環として行うものである。オンブズパーソンに与えられた立場は、子どもを擁護し、必要に応じて代弁するものであり、つまりは子どもの最善の利益のためにはさまざまな機関や個人が利害を超えて協力し、つながろうとするような「公的良心」(条例第7条第1項)を喚起するためのものである。したがって、オンブズパーソンの相談・調整活動においては、カウンセリング的対応をする従来の公的相談事業とは異なり、調整の機能をより重視し、子どもの最善の利益のためにさまざまな機関や個人をコーディネートし、横断的に結びつけていくことが可能になる。オンブズパーソンが関係機関から一定の独立をしており、子どもの立場に立つ第三者機関という位置づけから、機能するものであるといえる。

の機会が設けられ、双方がお互いの考えや思いを聴くことにより、相互理解が生まれ、問題の打開が図られていくケースがありました。子どもの人権侵害は、子どもの身近な人間関係において起きており、よりよい関係が新たにつくり直されていくことが、「子どもの安心」を回復することにつながっていくと考えます。

親子の出会い直しをサポート

本年次の調整活動の特徴は、第三者の市民から「家庭で虐待を受けているのではないか」という情報を受け、オンブズパーソンが学校や福祉事務所などと連携したことです。関係機関が単独では動きにくいような場合に、オンブズパーソンが当事者である子どもや親にアプローチを試み、個別具体的な支援が展開されました。ケースの入り口において「虐待」として認識されていたものが、実際に調整活動を始めて見えてきたのは、地域で相談相手もなく子育てに孤軍奮闘している母親の姿でした。子どものためと思い一生懸命になりすぎて、かえって子どもを追い詰めてしまっていたのです。オンブズパーソンは、子どもや親とつながって、それぞれゆっくり話を聴いていきました。

あるケースでは、オンブズパーソンが立ち会う中で、親と子がお互いの気持ちを率直に伝え合い、受けとめ合う場面がありました。このような親子の出会い直しによって、相互理解が深まり、親子関係の修復が図られていきました。もし、親子ともに「困っていること」を気軽に相談できる人や、親子の間に入ってくれる人が身近に存在していたら、密室化した家庭に風が通り、親子の関係が緩和されていくでしょう。しかしながら、少子化・核家族化がすすむ現代の子育てにおいて、地域とのつながりは希薄になりがちであり、助け合う関係性が失われています。「孤立・競争・不安」の中での子育ては、親子の関係をますますしんどくさせ、緊張を高めていきます。

オンブズパーソンは、子どもの擁護者・代弁者として、子どもに寄り添い、そしてその立場から調整を図り、解決への道筋を当事者とともに探ってきました。こうした経験からも、地域社会の中に「つながり・支え合い・安心」できる子育て・子育ち環境をさらに整備していくことが求められていると考えます。

オンブズパーソンが市の関係機関と連携しながら、「虐待通報」を契機に子どもや親を具体的に支援することできたのは、活動開始から 9 年経った本制度が一定程度の定着をし、市民や行政機関との信頼関係を広げてきた成果ではないかと感じているところです。今後も、川西市独自の子育ち・子育てにかかわるセーフティネットの一環としての役割を果たしていきたいと思います。

コラム

出会った子どもたち

オンブズパーソンのサポートを受けながらも、子ども自ら元気を回復(エンパワメント)していく様子を、いくつかの相談事例をもとにそれぞれの相談員が描きました。登場する子どもたちはすべて仮名です。

子どもとあそぶ、はなす

「すぎちゃーん!」。オンブズくらぶの扉の 開く音とともに、ヒロトくんの大きな声が聞こ えた。ハァハァと息が弾んでいる。頬は真っ赤 だ。学校を終え、ランドセルを家に投げ込み、 オンブズくらぶまで走って来た。

「今日は、トランプで遊ぼうって決めてきた」と、靴を脱ぐなりさっそくトランプの準備をはじめる。ヒロトくんはとても器用にカードを繰る。「さあ、やろう!」。勝負の始まりが告げられた。序盤は二人とも落ち着いているが、時間が経つにつれ徐々にヒートアップしてきた。当然、声も動作も大きくなる。勝ったほうは、「よっしゃぁ!」と両手をあげて喜び、負けたほうは「うわー。やられた~!」とその場に倒れこむ。一喜一憂しながらの勝負を5回も続けると、2人とも疲れ果てた。

そのあと、ヒロトくんは「すぎちゃん、休憩しよ」と言って、ゴロンとソファに寝転がった。 天井を見つめて「はぁ…」と深いため息をついた。「今日は、一日中こうしてようかな…」とのつぶやきが聞こえてきた。「なんかしんどいことでもあった?」と声をかけてみたが、「学校でむっちゃ腹立つことあってな…」。その一言だけだった。

ヒロトくんは、ほぼ週に 1 回のペースでオン ブズくらぶに来ていた。これまでに、ヒロトく んとの面談では、話をすることより遊ぶことの ほうが多かった。2人でおもいっきり遊び、お 互いによく笑う時間を過ごしてきた。そんな時間を共有する中で、彼はときどき、学校や家で あったこと、その中でも「いやだったこと」に ついて、話をするようになった。彼が、いつも よりおしゃべりした日のこと。

「あー、今日はいっぱいしゃべって、むっちゃスッキリした!」。彼の言葉がとても印象に残った。

そしてこの日も、「すぎちゃん、また来週な。 次は負けへんで!」と言い残し、飛び跳ねるように帰っていった。

相談員 杉下 淳哉



関係がひろがっていく

私と彼女の出会いは今から2年前。

母親になかば強引につれられて彼女はやってきた。母親から「学校でひどいいじめを受けて登校できなくなった」という事情は聞いていたが、彼女の口から語られることはなかった。

それからときどき、オンブズくらぶに来るようになったが、「何か困っていることがある?」 「話したいことがある?」と聞いても「特にない」ということだった。

面談を重ねる中で、彼女との距離が少しずつ 縮まっていった。そう感じることができたのは、 彼女が今まで誰にも話せなかった気持ちを徐々 に話してくれるようになったからだ。

「自分は今までずっといじめられてきた。クラス替えをしても、いじめてくる相手が変わるだけでターゲットはいつも自分。周りはみんな見て見ぬふり。だから(自分は)いじめられてもしょうがないんだ、と思うようになっていった」。そう淡々と語っていた。さらに、「本当の自分を見せない』と心に決めた。だから自分から人に話しかけることはしない」とも話していた。そんな経験をしてきた彼女は人に対して警戒心が強く、最初はオンブズくらぶで私と会うことができた。 緊張しながらであったが、他の相談員やオンブズパーソンとも出会うことができた。

そしてある面談の日、オンブズくらぶにやって来た彼女は、開口一番「自分の居場所を見つけることができた!」と嬉しそうに話し始めた。自分と同じようにしんどい思いをしてきた友達との出会い、そこで働く自分たちをサポートしてくれるおとなとの出会いがあったという。「これからは、自分が安心できるところでは、本当

の自分を出していきたい。自分を知ってほしい」。 そう話してくれた。それからの彼女は生き生き と輝いている。

オンブズパーソンでは、月に1回ほど開いている中高生向けの『子ども☆ほっとサロン』(詳細は39頁参照)がある。これまで何度か誘ってみたものの、いつも「…やめとく」と断られていた。この日の面談以降にもう一度誘ってみると、「行ってみようかな…」という返事。そして彼女は、ついに『子ども☆ほっとサロン』に参加した。こうして、彼女の出会いの場がまたひとつ増えた。

"もう本当の自分を見せない"と心に決め、無言で過ごした最初の面談から約2年。彼女は悩み苦しみながらも、困難な状況を自分なりに乗り越えていった。そして今、彼女は人と出会い、関係がひろがっていく中で自分の居場所を見つけている。みるみる元気になっていく彼女の力に驚かされるとともに、その姿に私も元気をもらった。

相談員 太田 朋恵



"わたしのことをわかってくれる"第三のおとな

ある日、オンブズくらぶに、小学校 2 年生の 女の子が、母親と一緒にやってきた。母親の足 にぺったりとくっついて、半分隠れて、恥ずか しそうに、私たちの挨拶をじーっと見ていた。 私がくこんにちは>と言うと、彼女はちっちゃ な声で「こんにちは」とかろうじて言う。 <相 談員のじゅんちゃんです。はじめまして>と言 うと、彼女はうなずいた。

母親とお迎えの約束をし、私はほとんど彼女の声を聞かないまま、部屋にふたりきりになった。その後もなかなか緊張がほぐれず、"私の質問に彼女がうなずく"というやりとりを繰り返した。<今日はお話をする?遊ぶ?両方する?>と聞くと、両方のところでうなずいた。<何を先にする?>と聞くと「あそぶ」とようやく声が聞けた。UNOで遊び始めると、彼女の表情が豊かになっていき、笑い声も出て、ふたりで楽しんだ。

何回か UNO をしたあと、<もう 1 回やる? お話する?>と聞くと、彼女は「おはなし」と言った。そして、「えっとね…」とひとつの出来事をぽつりぽつりと一生懸命話しだした。「学校でね、お友だちが、あたしは嘘なんかついてないのに、嘘つきだって言うの。やってないって言ったけど、やったって言うの」。<そっかあ、嘘をついていないのに嘘つきって言われたんやね。そのときどんな気持ちだったの?>

「いやだった」。<そうだよね、言ってないの に、嘘つきだって言われたら、いやだよね>

「うん。それからね、その子は、あたしのこと嘘つきだって、他のお友だちに言いふらしたり、 先生にも言っちゃって、先生がね、そのお友だちの言うことだけを聞いちゃったの。あたしは嘘ついてないって言ったのに、聞いてくれなかったの・・・」。じっくり聴いていると彼女は、「お 友だちに、違うってわかってほしい。先生にわかってほしい、先生にちゃんとあたしの言うことも聞いてほしい」との意見表明をした。彼女なりに多くを感じ、考えているということがよく伝わってきた。

翌日、「お母さん、あのね、じゅんちゃんは、 私のこと、わかってくれるんだよ。またお話を しに行きたい」と娘が言ったのだと、母親が嬉 しそうに報告してくれた。娘がこんなに考えて いたことに、とても驚いたとのこと。その後も 2 つめ、3 つめ、4 つめと、自分の中に抱えてい た、気持ちの整理のつかないことを、1 日にひ とつずつ、次々と話してくれた。彼女と私は会 うと必ずはじめに UNO でリラックスをし、そ して、一緒に少しずつ解決策を考えていった。

彼女にとってこれまで母親は、自分の事を理 解して受けとめ、常に自分の味方という存在で あった。母親自身もその自負があった。だから 家では元気だった。ただ、学校では納得のいか ない出来事が起き、心の中の処理作業で混乱し ていた。このケースで、母親からの相談だけで は、母親が学校に対応を求めることで終わって いたかもしれない。子ども自身もオンブズに来 たことで、彼女が主人公となり、周囲のおとな が手助けをするかたちができた。彼女は、家族 以外の、いわば第三のおとなに話し、気持ちを 受けとめて聴いてくれる人がいると実感し勇気 づけられ、自信をつけた。"わかってくれる人 がいた"と子どもが感じ、それを母親に告げた ことで、娘を守ろうとひとりで頑張っていた母 親が子どもの解決力を信じるようになり、子ど もと母親とオンブズの足並みが揃い、問題解決 に結びついたのだと思う。

相談員 渡邊 純子

Ⅲ オンブズパーソンの調査活動

2007年次の調査状況(2案件、延べ55回の調査を実施) 2007年次に扱った調査案件のあらまし

- ①2007年申立第 1 号案件
- ②2007年申立第2号案件

Ⅲ オンブズパーソンの調査活動

オンブズパーソンの調査は、相談者や当該子どもから「擁護・救済の申立て」を受け付けて実施する場合と、オンブズパーソンが独自に入手した情報により自己の発意によって実施する場合とがあります。どちらも、オンブズパーソンが、条例第 6 条各号*1 のいずれかに該当すると認める場合に、調査を実施します。

条例は、オンブズパーソンの市の機関に対する調査権(第11条)、勧告及び意見表明権(第15条第1項2項)を付与しており、市の機関に対しては「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない(第8条第2項)」と規定し、あわせて、勧告・意見表明の尊重義務(第15条)を課しています。

さらに、市の機関は、勧告や意見表明を受けて実施した措置等に関してオンブズパーソンから報告を求められれば、これに応じる義務を負っています(第17条)。

以上のような条例上の手続きに従って、調査活動は行われます。調査では、主に聴き取り調査を中心に関係する機関や個人との相互理解を深めることを重視しています。調査の目的はあくまで「子どもの最善の利益」を実現するためであり、そのために学校や行政などを含む市の機関に対して、建設的な対話に努め、それぞれの役割における具体的な取り組みを促し、支援していくことです。

オンブズパーソンが行う「条例上の対処」とは主として次のものがあります。

▽「勧告」または「是正等申入れ」(第15条第1項)

「勧告」は市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが関係機関に直接 求めること。それを書面のみにて行うのが「是正等申入れ」。

▽「意見表明」または「改善等申入れ」(第15条第2項)

「意見表明」は制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接 求めること。それを書面のみにて行うのが「改善等申入れ」。

▽「要望」(第16条第1項)

市の機関以外の機関等に、特に是正等を要望する必要があるときに行う。

▽「結果通知」(第16条第2項)

「勧告」等または「意見表明」等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関 等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、書

^{*1} 条例は、「オンブズパーソンの職務」(第6条)で次のように規定している。

⁽¹⁾ 子どもの人権侵害の救済に関すること。

⁽²⁾ 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

⁽³⁾ 前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

面にて行う。

▽「公表」(第18条)

「勧告」や「意見表明等」の内容を記者クラブ等に公表する。オンブズパーソンの総 意において必要と認められた場合にのみ行うことができる。

2007年次の調査状況(2案件、延べ55回の調査を実施)

申立てによる調査

本年次は、「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」(条例第 10 条第 2 項)を 2 件受け付けました。審査の結果、2 件とも調査を実施しましたが、5 5 1 件は調査継続中であり、2008 年次に持ち越されることとなりました。

案件数と調査延べ件数

本年次では、2 案件で、延べ 55 回の調査(主として聴き取り調査)を実施しました。

条例上の対処

以上の2案件のうち、1案件で条例上の対処を行いました。残りの1案件は、2008年次に調査を継続する案件です。

2007年次に扱った調査案件のあらまし

本年次に扱った2案件について、子どもの最善の利益を図る公益確保の観点から、以下 に概要を報告します。

①2007年申立第 1 号案件

申立人	当該子どもと保護者
申立て趣旨	①当該子どもは、2007 年 2 月、兵庫県公立高等学校の受験に関して、家庭
	等の事情により志願変更期間中に、別の高校に変えたいと担任に申し出た
	が、「志願変更は認めない」と拒否され、応じてもらえなかった。その際
	に、担任教諭は当該子どもが志願変更しようとした理由を十分に聞くこと
	はなく、また、担任教諭が志願変更を認めない理由についても、当該子ど
	もに対して説明が行われなかった。
	②当該子どもは、当初の出願校を受験し不合格になったため、保護者が、
	担任教諭に連絡を入れ、私学には進学しない旨を伝えた。その後、進路先

が決まらない状況が続いたが、この間学校から当該子どもへの進路指導は一切行われなかった。

調査の結果

申立人、当該学校関係者からそれぞれ聴き取り調査を実施した。調査の結果、事実経過について、申立人と学校側が把握している内容は概ねのところ一致するものであった。しかし、申立人が志願変更を希望した理由について、学校側は十分に把握していなかった。オンブズパーソンは、当該家庭の状況や当該子どもの心情について代弁し、担任と対話を重ねた。対話をとおして申立人の心情は理解され、担任は自ら反省を深めている様子がうかがわれた。オンブズパーソンは、今回の事態を担任個人の問題ではなく、志願変更制度について、当該学校が「『転居』等の特別な場合のみ認める」という限定的な運用をしていたことが問題であると判断した。

こうした状況を踏まえ、オンブズパーソンと市教育委員会とで意見交換を行った。市教育委員会からは、本件を教訓として、志願変更の運用や進路指導が適切に行われるよう、全ての市立中学校に対して指導し、再発防止に努めていくことが示された。

条例上の 対処

上記により、オンブズパーソンは、本件を今後の教訓とする観点から、11 月8日に当該学校に対して「改善等申入れ」、市教育委員会に対して「意見 表明」を行った。

対処後の 経過

当該学校から提出された措置報告(12月20日付)では、『兵庫県公立高等学校入学者選抜要項』について、職員全員が一層の理解を深めて進路指導を行うこと、教職員は生徒・保護者の考えをしっかり聴き、十分な話し合いをして意思疎通を図り、進路指導をしていくことが示された。

教育委員会から提出された措置報告(12月25日付)では、市立中学校全校に対して、あらためて県の『要項』に基づき志願変更の趣旨や手続き等について周知徹底を図り、適切に運用するように指導していくことが示された。また、11月22日の中学校進路指導協議会及び、12月13日の中学校長会で周知徹底を図ったとの報告を受けた。

なお、進路指導については、生徒・保護者との信頼関係をもとに、生徒が主体的に進路指導を選択・決定することができるように指導徹底していくことが示された。

公開事項

2007 (平成 19) 年 11 月 8 日付「改善等申入れ」(条例第 12 条第 2 項) オンブズパーソン発、市教育委員会宛

意見表明

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(以下「条例」といいます)第 15 条第2項の規定により、下記のとおり意見表明します。

オンブズパーソンは、貴委員会が本意見表明の尊重をもって、条例が目的とす

る「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」(第 1 条)ことを、本件に かかわって、より具体的に達成されますよう、期待するものです。

意見表明の趣旨

1 本件を教訓として、貴委員会管下の中学校で、本件同様の事態が再発しないよう積極的な取り組みを具体的かつ継続的に推進されますよう、意見表明します。

本件は、平成 19 年度兵庫県公立高等学校入学者選抜の際に、当該子どもが志願変更を期間内に申し出たにもかかわらず、それを教員が拒否し当該子どもが志望する高校を受験できなかったというものです。志願変更は、『兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱』において認められている制度であり、これを学校の判断によって妨げることは人権侵害にあたります。

なお、本件発生の背景として、当該学校においては、志願変更制度の趣旨から 逸脱して運用を行っている現状が認められました。本制度が設けられた目的は「志 願者に学校選択についての再考の機会を与えるため」であり、そのために理由は 必要なく、手続きとして用件を満たしていれば利用可能な制度です。しかしなが ら、当該学校においては、志願変更は「『転居』等の特別な理由がある場合にのみ 認める」という限定的な運用がなされていました。

貴委員会におかれましては、とりわけ本件人権侵害によって当該子どもや家庭に与えた重大な影響等を深く認識し、オンブズパーソンの調査結果を十分に踏まえて、当該学校はもとより市内中学校に対して、あらためて志願変更制度の趣旨についての正しい理解を周知徹底し、本制度が適正に運用されますよう指導助言その他の必要な対応を求めます。

2 本件を教訓として、子どもの最善の利益を図る観点から、「信頼関係を構築した進路指導」が、市内中学校において着実に実践されますよう、意見表明いたします。

本件では、当該子どもが志願変更を申し出た際に、担任教諭はその理由を十分に聴くことなく拒否しています。もし、担任教諭が当該子どもから話を聴く機会を設けていれば、志願変更を申し出た事情を理解することもでき、本件のような事態は避けられたと思われます。進路決定は、その後の子どもの人生において、重大な影響を及ぼします。したがって、進路決定に至るプロセスにおいては、何よりも「子どもの意見表明の権利」(子どもの権利条約第 12 条)を十分に保障していくことが重要です。貴委員会は、「進路の最終決定権は、子ども・保護者の側にあり、学校はあくまでも指導・助言する立場である」と見解を示しています。この原則に確かにもとづいて、子ども・保護者の意見を尊重して聴き、信頼関係を構築した進路指導が実践されるよう、貴委員会管下の中学校への指導助言その他の必要な対応にあたられることを要請します。

3 上記にかかわる措置等については、条例第17条第2項が定める期日(2008年1

月7日)までに、オンブズパーソンに報告いただきますよう要請します。

意見表明の理由

別紙「2007年申立て第1号にかかる調査結果および判断」のとおりです。

以上

(「意見表明」別紙の内容は個人情報保護のため非公開とする。)

2007 (平成 19) 年 11 月 8 日付「改善等申入れ」(条例第 12 条第 2 項) オンブズパーソン発、当該学校宛

改善等申入書

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(以下「条例」といいます)第 15 条 第 2 項の規定により、下記のとおり改善等の申入れを行います。

オンブズパーソンは、貴校が本申入れを尊重され、もって条例が目的とする「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」(第1条)ことを、本件にかかわって、より具体的に達成されますよう、期待するものです。

改善等申入れの趣旨

1 本件は、平成 19 年度兵庫県公立高等学校入学者選抜の際に、当該子どもが志願変更を期間内に申し出たにもかかわらず、それを教員が拒否し、志望する高校を受験できなかったというものです。志願変更は、『兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱』において認められている制度であり、これを学校の判断によって妨げることは人権侵害にあたります。したがって、本件を教訓とし、貴校全体で再発防止に向けた積極的な取り組みを具体的かつ継続的に推進されますよう申し入れます。なお、本件発生の背景として、貴校においては、志願変更制度の趣旨から逸脱して運用を行っている現状が認められました。本制度が設けられた目的は「志願者に学校選択について再考の機会を与えるため」であり、そのために理由は必要なく手続きとして要件を満たしていれば利用可能な制度です。しかしながら、貴校においては、志願変更は「『転居』等の特別な理由がある場合にのみ認める」という限定的な運用がなされていました。

貴校におかれましては、とりわけ本件人権侵害によって当該子どもや家庭に与えた重大な影響等を深く認識し、これまでの本制度の理解と運営について見直し、今後は全教職員が本制度の趣旨を正しく理解した上で、適正に運用されますよう求めます。さらに、子ども・保護者に対して、進路指導関係の説明の際に志願変更制度について適切な情報提供を行い、本制度の利用を希望する子どもが確実に利用できるよう重ねて求めます。

2 本件を教訓として、子どもの最善の利益を図る観点から「子ども・保護者と 信頼関係を構築した進路指導」が、貴校において着実に実践されていくよう求め ます。

本件では、当該子どもが志願変更を申し出た際に、担任教諭はその理由を十分

に聴くことなく拒否しています。もし、担任教諭が当該子どもから話を聴く機会を設けていれば、志願変更を申し出た事情を理解することもでき、本件のような事態は避けられたと思われます。進路決定は、その後の子どもの人生において重大な影響を及ぼします。したがって、進路決定に至るプロセスにおいては、何よりも「子どもの意見表明の権利」(子どもの権利条約第 12 条)を十分に保障していくことが重要です。川西市教育委員会は「進路の最終決定権は、子ども・保護者の側にあり、学校はあくまでも指導助言する立場である」と見解を示しています。この原則に確かにもとづいて、学校側が子ども・保護者の意見を尊重して聴き、信頼関係を構築した進路指導が着実に実践されていくよう期待します。

3 上記にかかわる措置等については、条例第 17 条第 2 項が定める期日 (2008 年 1 月 7 日) までに、オンブズパーソンに報告いただきますよう要請します。

改善等 申 入 れ の 理 由 別紙「2007年申立て第1号にかかる調査結果および判断」のとおりです。

以上

(「改善等申入れ」別紙の内容は個人情報保護のため非公開とする。)

②2007年申立第2号案件

申立人	当該子どもと保護者
申立て趣旨	①当該子どもは、校外活動の際、整髪料をつけていたことで担任教諭に指
	導され、その指導に従い洗い流した。それにもかかわらず、その後担任教
	諭とその場に居合わせた別の教諭から体罰を受けた。
	②当該子どもは、担任教諭から「髪が茶色い」と注意を受けたのに対し、
	(自宅で黒染めをしたばかりであったので)「1週間、待ってください」と
	伝えたが、聞き入れられず、黒染めスプレーを自ら使うことを指示され、
	それを断ったところ、担任教諭と他 2 名の教諭から黒染めスプレーを頭髪
	にかけられた。
調査の結果	調査継続中。
条例上の	条例上の対処は2008年次に持ち越すこととなった。
対処	
公開事項	なし(2007年次中には条例上の対処に至らなかったため。)

表皿-1 申立案件・自己発意案件の処理状況一覧(1999.6~2007.12)

	案件番号	調査開始等	条例上の対処(実施対象の関係機関等)	調査 回数	備考
1	1999年申立第1号	1999年6月	99.12 結果通知(市教育情報センター)	16	公開
_	1000 5 5 5 5 5 5	1000 7 6 11	99.12 結果通知(市福祉事務所)		
2	1999年申立第2号	1999年6月	00.5 意見表明(市教育委員会) 00.8 意見表明(市福祉事務所)	33	公開
3	1999年申立第3号	1999年6月受付	00.8 意見表明(市福祉事務所) 調査不実施・調整実施	 _	_
4	1999年発意第1号	1999年6月	99.9 是正等申入れ(市福祉事務所)		
-	1777 71 18 7/11 7	1777 071	99.12 是正等申入れ(市福祉事務所)	12	公開
5	1999年申立第4号	1999年9月	02.2 結果通知(市教育委員会)	9	公開
	2000年申立第1号	2000年2月	00.7 勧告·意見表明(市教育委員会)		
			00.7 結果通知(当該学校)	51	公開
			00.7 結果通知(市長)		
7	2000年申立第2号	2000年5月	01.10 結果通知(市教育委員会)	13	非公開
8	2000年発意第1号	2000年11月	00.11 勧告(市教育委員会)		
			00.11 勧告(当該学校)	15	非公開
			02.12 調査打切り		
	2000年申立第3号	2000年12月	02.3 意見表明(市教育委員会)	12	公開
10	2001年申立第1号	2001年3月	01.4 是正等申入れ(当該学校)		
			01.7 意見表明(市教育委員会)	31	公開
			01.7 結果通知(市長)		
11	2001年申立第2号	2001年7月	01.8 是正等申入れ(市教育委員会)	38	非公開
			02.12 調査打切り		71 - 120
12	2001年発意第1号	2001年12月	02.3 第3年次報告書第3章で報告	1	公開
	and the state of	- H	02.12 調査打切り		
	2002年申立第1号	2002年4月	02.8 調査打切り	5	非公開
14	2002年申立第2号	2002年3月	03.3 結果通知(市教育委員会)	22	A) 88
			03.3 結果通知(当該学校)	32	公開
1.7	2002年由去签2日	2002年4日至日	03.3 結果通知(市保健福祉部)		
	2002年申立第3号	2002年4月受付	1, 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	_	_
	2002年申立第4号 2002年申立第5号	2002年4月受付 2002年4月受付	0 - 1 - 1 - 0 - 1 - 1 - 1		
	2002年中立第5号	2002年4月受刊 2002年6月	調査不実施・調整実施 02.8より申立第8号と一体的に扱い対処	3	公開
	2002年中立第6号 2002年発意第1号	2002年6月	02.8 勧告(市教育委員会)	3	
19	2002年元总另1万	2002-071	02.9 公表(市役所記者クラブ)	64	公開
20	2002年申立第7号	2002年7月受付	調査不実施・調整実施	_	_
	2002年申立第8号	2002年8月	02.9 要望(当該施設)		
	2002 1 = 3,10 13	2002 071	02.11 意見表明(市保健福祉部)		
			02.11 結果通知(県県民生活部監査指導課)		
			03.3 要望(当該施設設置者)	41	公開
			03.3 意見表明(市保健福祉部)		- 1,1,1
			03.3 公表(市役所記者クラブ)		
			03.4 結果通知(県県民生活部監査指導課)		
22	2002年発意第2号	2002年9月	02.10 意見表明(市教育委員会)	25	// 88
	/ - /		02.11 公表(市役所記者クラブ)	25	公開
23	2003年申立第1号	2003年4月	03.11 意見表明(市教育委員会)	11	公開
	2003年申立第2号	2003年4月	04.10 是正等申入れ(市教育委員会)	20	
			04.10 結果通知(当該学校)	20	公開

E申立第3号 E申立第1号 E申立第2号 E申立第2号 E申立第1号 E申立第1号	2004年12月 2005年6月 2006年2月 2006年3月受付 2006年5月 2007年4月	06.7 07.11	結果通知(市教教育委員会) 意見表明(当該学校) 意見表明(市教育委員会) 勧告(市教育委員会) 勧告(当該学校) 調査打切り 調査不実施・調整実施 調査打切り 意見表明(市教育委員会) 改善等申入れ(当該学校)	22 42 49 7 - 8 25	公開 公開 - - - 公開
三申立第1号 三申立第2号 三申立第1号 三申立第2号	2005年6月 2006年2月 2006年3月受付 2006年5月	05.6 05.9 05.8 05.8 06.3	意見表明(当該学校) 意見表明(市教育委員会) 勧告(市教育委員会) 勧告(当該学校) 調査打切り 調査不実施・調整実施 調査打切り	42 49 7 - 8	公開 公開 - -
中立第1号 中立第2号 中立第1号	2005年6月 2006年2月 2006年3月受付	05.6 05.9 05.8 05.8 06.3	意見表明(当該学校) 意見表明(市教育委員会) 勧告(市教育委員会) 勧告(当該学校) 調査打切り 調査不実施・調整実施	42 49 7 —	公開公開
申立第1号	2005年6月 2006年2月	05.6 05.9 05.8 05.8 06.3	意見表明(当該学校) 意見表明(市教育委員会) 勧告(市教育委員会) 勧告(当該学校) 調査打切り	42	公開公開
=申立第1号	2005年6月	05.6 05.9 05.8 05.8	意見表明(当該学校) 意見表明(市教育委員会) 勧告(市教育委員会) 勧告(当該学校)	42	公開公開
	,	05.6 05.9 05.8	意見表明(当該学校) 意見表明(市教育委員会) 勧告(市教育委員会)	42	公開
	,	05.6 05.9	意見表明(当該学校) 意見表明(市教育委員会)		
申立第3号	2004年12月	05.6	意見表明(当該学校)		
				22	4//
				2.2	
三申立第2号	2004年7月	04.12	結果通知(当該学校)		公開
発意第1号	2004年3月	05.6	結果通知(市教育委員会)	17	非公開
		04.6	結果通知(市教育委員会)	21	が公用
三申立第1号	2004年2月	04.6	結果通知(当該学校)	27	非公開
三申立第7号	2003年12月受付		調査不実施	_	_
		03.9	結果通知(当該保護者)		非公開
		03.8	要望(当該保護者)	77	
>=10·> +- V		03.7	改善等申入れ(当該学校)		
発意第1号	2003年6月	03.7	意見表明(市教育委員会)		
	2003 0/1	03.9	結果通知(当該学校)	16	公開
			,	+	
				+_	_
.田立第4号					_
ΞF	申立第3号 申立第4号 申立第5号 申立第6号	申立第4号 2003年5月受付 申立第5号 2003年5月受付	申立第4号 2003年5月受付 申立第5号 2003年5月受付	申立第4号 2003年5月受付 調査不実施・別件処理 申立第5号 2003年5月受付 調査不実施・調整実施	申立第4号 2003年5月受付 調査不実施・別件処理 – 申立第5号 2003年5月受付 調査不実施・調整実施 – 申立第6号 2003年6月 03.9 音見表明(古教育委員会)

延べ回数 758

(注)

・2007年次に扱った案件は太字ゴシックで表記。 ・「公開」は条例上の対処に関する文書を年次報告に掲載して公開したもの(部分公開も含む)。

Ⅳ オンブズパーソンの広報・啓発活動

子どもたちへの広報・啓発 おとなたちへの広報・啓発 制度・活動に関する問い合わせ・視察

Ⅳ オンブズパーソンの広報・啓発活動

条例は、オンブズパーソンの職務として、「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」(第6条第2項)を掲げています。特に子どもへの人権侵害を未然に防止する観点からは、相談や調査の活動とともに、広報・啓発活動はとても大切なものです。

2007年次の成果と課題

本年次も、子どもからの相談の割合が 40 %を超えました。従来積み重ねてきた広報・ 啓発活動によって、本制度が子どもや市民の間に浸透してきていると感じているところで す。本年次の広報・啓発活動の中で、オンブズパーソンが参加した研修会等の回数は、例 年にやや減少しました(表 \mathbb{N} -1)。本年次も、前年次とほぼ同様の相談件数にのぼり、中 には深刻な事案も寄せられ、ケース対応に相当の時間をかけてきました。限られた人員と 時間の中で、子どもの擁護・救済活動(相談・調整・調査等)と、広報・啓発活動とをど う両立させるかが、引き続き課題となっています。こうした中で現状としては、オンブズ パーソンが単独で主催する広報活動には、時間的・人員的な余裕は十分ではありません。 これまでオンブズパーソンは、市の機関に対して、条例第 21 条*1 の規定に基づいた施策 の推進を求めてきました。本年次は、回数こそ減少傾向にあるものの、内容としては、教 育委員会や人権推進室など市の機関と連携して、職員研修や市民対象の講演会や講座にオ ンブズパーソンが講師として招かれて開催されたものが多く目立ちます。これも、条例第 21 条の規定に基づいた市の機関の主体的な取り組みが一定進捗した結果であると受けと めています。本制度が有効に機能するためには、「顔の見えるオンブズパーソン」として 市民・行政職員・教職員のみなさんと直接出会い、私たちの活動を可能な限り具体的に理 解していただくこと、そして必要なときには活用していただくことが重要であると考えま す。

今後も引き続き、オンブズパーソンがより効果的な発信ができるよう、市の関係機関と 連携・協力しながら、効果的な発信に努めていきます。

^{*1} 条例第21条は、「市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする」と定めています。したがって、オンブズパーソンが行う広報・啓発活動は、市の機関の取り組みに連携して行うものです。

表Ⅳ-1 オンブズパーソン等が参加した研修会・学習会の実施回数(2003年次~2007年次)

年 次 対 象	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
(A)市機関職員等	20	15	18	9	4
市長部局職員(保育士含む)	8	9	10	7	3
市教育委員会職員	9		7	1	0
市学校園教職員	3	5		1	1
その他関係者		1	1		
(B)市民等 I	16	8	7	4	10
民生児童委員					
人権擁護委員					1
PTA関係	5	3	5	3	4
かわにしこどもネット	3		1		
市同和・人権教育協議会	1				
小学校校区人権啓発推進委員	3	1			1
 人権学習グル ー プ	1	1			1
公民館等の講座	3	1			3
その他		2	1	1	
(C)市民等(子ども含む) Ⅱ	7	8	8	17	12
思春期子育て講座			2	2	
年次報告会			1	1	1
学校・オンブズパーソン語る会				1	
小学校•児童館訪問			2	2	
子ども☆ほっとサロン			3	11	11
その他	7	8			
市内(A+B+C)合計(回)	43	31	33	30	26
(D)市外の団体等				13	14
地方自治体				11	3
その他団体				2	11
市内·市外(A+B+C+D)総合計(回)				43	40

⁽注) 表中の(A)(B)(C)(D)は次のものを指す。

⁽A) 市の機関が行政・学校等の関係職員対象に主催した研修等。

⁽B)社会教育関係団体等が主催した学習会や市の機関が市民等対象に開催した講座等。

⁽C) オンブズパーソンが独自に主催した子ども、おとな、市民等対象にした学習会や座談会等。

⁽D)市外の自治体や市外の民間団体、大学、研究機関等によって開催された講座や研修等。

子どもたちへの広報・啓発

電話カード・子ども向けリーフレットの配布

本年も例年同様、市内の学校園・保育所に依頼して、1 学期にはオンブズパーソンと相談員の顔写真を載せた「子どもオンブズ電話カード」(図IV-1)を、2 学期(一部は3 学期)には、制度の利用方法などをマンガや図などでくわしく示した「子ども向けリーフレット(2007 年改訂版)」(図IV-2)を市内の子どもたちに配布しました。毎年、電話カードとリーフレットの配布後には一時的に子どもからの相談が増えるなど目に見える効果があります。子どもからは、筆箱にしまっておいたり、冷蔵庫に貼ってあるという声を聞きます。子どもたちに直接届ける広報活動は重要な取り組みです。



図Ⅳ-1 子どもオンブズ電話カード表面



図Ⅳ-2 子ども向けリーフレット中面

子どもたちの事務局見学

毎年 5 月から 6 月にかけて、市内の ほとんどの小学校において 3 年生の市 役所見学が実施されており、その際は オンブズパーソン事務局にも見学に訪 れています。

そこでは、紙芝居(38 頁リーフレットの中のマンガの部分)を用いて、オンブズパーソンのことをわかりやすく説明し、それぞれ相談員の紹介も行います。また、子どもたちには、事務局内の電話を使って、オンブズパーソン



小学3年生の事務局見学の様子。この日は、オンブズパーソン3人が小学生に自己紹介する機会があった。

のフリーダイヤルにかけてもらう「実験」をしています。電話をかける方も、受ける方も子どもたちです。みんなで電話番号を言いながら、代表の人が電話をかけます。電話がかかり、受話器を取った瞬間にはいつも子どもたちから歓声があがります。「どんなささいなことでもいいから、困ったり悩んだりしたときには、気軽に電話してね」ということを、直接子どもたちに伝え、オンブズパーソンを身近な存在として感じ取ってもらえる絶好の機会です。これを機に子どもたちから相談が寄せられることもあります。

「子ども☆ほっとサロン」開催

人数

中・高生向け広報活動の一環として「子ども☆ほっとサロン」を原則月1回、子どもオンブズくらぶにて開催しています (2005 年 10 月から)。相談をとおして参加する子どもや、参加している子どもがさらに友人を連れてくる場合があります。参加者の中には、実際に、不登校になっている人や、いじめを受けているという人も含まれています。本年次は、ほっとサロンで何をするのかを子どもたちと話し合い、フリーマーケットへの出店や、毎年恒例のクリスマス会などのイベントを子どもたちが協力し合って企画をし開催してきました。クリスマス会では、参加者が今年1年を振り返る中で、「いじめ」や「友達のこと」「家族のこと」などについて話し合いを深めていました。子どもたちにとって自由に語り合う場となっています。

○合う場となっています。
 表Ⅳ-2 子どもほっとサロンの参加人数(2007年次)
 月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 計(人)

3

2

8

5

6

2

オンブズパーソンで職場体験

市教育委員会と学校から要請を受け、中学校2年生の「トライやる・ウィーク」の受け入れを行いました。主に広報・啓発活動の手伝いとして、小学生の事務局見学(39頁参照)の手伝いをしてもらいました。どうすればより小学生に伝わりやすくわかりやすい内容になるか、自分たちで意見を出し合い、紙芝居の改善や読み方の工夫などに積極的に取り組んでくれました。トライやる・ウィーク中の事務局見学の際には、相談員に代わって、彼らが自分たちで作った紙芝居を読み、オンブズパーソンの説明を行いました。こうした体験をとおして、オンブズパーソンの活動について学びを深めている様子がありました。

【トライやる・ウィークの中学生の感想】

●オンブズパーソンのことは、小学生の頃の手紙でしか知らなかった。だから私は小学生の頃は 損をしたんだなぁ…と思います。でも、トライやる・ウィークという大事な経験ができたから、 損から知識へと変わったと思います。オンブズパーソンは、人の相談にのるという大事な仕事を しています。私もそんな人の役にたつ仕事に就きたいと思いました。

- ●オンブズパーソンが日本で初めて川西で出来たと聞いてびっくりしました。トライやる・ウィークに来るまでオンブズパーソンがどんなところか知らなかったけど、今回詳しく知ることができた。いい勉強になった。オンブズパーソンに来て本当によかったです。
- ●小学生の市庁舎見学では、緊張したけれど、みんながちゃんと聞いてくれたのでうれしかった。 オンブズパーソンの仕事はすごい仕事だなと思った。これから私も人の役に立てるような仕事が できるといいなと思います。とても楽しかったです。

さらに、夏休みには、高校生が職場体験に訪れました。オンブズパーソンの仕組みや具体的な活動について、相談員から聞いたり、オンブズレポートを読むなどして学んでいました。また、オンブズパーソンと懇談を行った際に、この高校生は、いじめや虐待などに関心が高く将来は児童福祉司になりたいという夢を語っていました。また、「自分の身近では、このようにおとなと真剣に話をすることはない」と述べていたことが印象的でした。

おとなたちへの広報・啓発

2007 年次に実施したおとな向けの広報・啓発活動のあらましは以下のとおりです。市内のみならず、市外の自治体や団体等からの講演会の依頼も依然多くあります。川西市における子どもの権利擁護の取り組みについて、関心の高さがうかがわれます。

市機関職員対象(市の機関主催)

市の機関が行政・学校等の関係職員対象に主催した研修等に、オンブズパーソン等が講師として招かれ開催されたものです。研修等のテーマは以下のとおりです。今後も、行政や学校園の関係職員との対話の機会を増やしていけるよう、市の関係機関と協力・連携していく必要があります。

【主な研修会とテーマ】

- ○保育所中堅職員研修(保育士)「保護者とのコミュニケーションについて」
- ○人権教育担当者研修(教職員)「オンブズパーソン制度の今と今から」
- ○職員人権問題研修会(行政職員)「子どもにやさしいまちづくり~児童虐待を防ぐには~」

市民等対象(社会教育団体等主催)

社会教育関係団体等が主催した学習会や、市の機関が市民等を対象に開催した講座等にオンブズパーソンが講師として招かれたものです。

【主な研修会とテーマ】

- ○教育情報センター主催子ども理解オープン講座「思春期の子ども理解~一緒にいるのは息苦しい。ひとりでいるのはつまらない」
- ○人権啓発講演会「児童虐待事件からみえる家庭や家族の姿」
- ○人権学習市民講座"いのち"を考える「子どもの危機、自死~子どもの背負う時代背景~」
- ○市内保育所保護者懇談会「よくないとわかっていても子どもが疎ましいと思うとき」
- ○市内保育所保護者懇談会「子どもを保育所に預けること」

オンブズパーソン活動報告会

2007 年 3 月、広く市民を対象に 2006 年次のオンブズパーソンの制度運営の報告会を行い、約 100 名の参加がありました。第一部では、活動概況や特徴を報告しました。続いて、第二部では、パネリストに岡崎勝さん(名古屋市立小学校教員)・2 をお迎えして、「先生が元気になるために」と題し、パネルディスカッションを行いました。岡崎さんは、多忙化を極める学校現場の中で、学校が豊かな子どもの生活の場となるためには、学校だけでは限界があるので、保護者や地域のおとなたちとしんどさを共有し、ともに支え合い、協働して子育てをすすめていくことの大切さを訴えられました。そして、学校現場が外部の第三者機関などを上手に活用しながら問題を解決していくことについて、オンブズパーソンとディスカッションを行いました。オンブズパーソンとしては、一人一人の子どもの育ちを支えていくためにも、現場の先生たちとつながり、支えていきたいというメッセージを届けました。



活動報告会・第二部パネルディスカッション「先生が元気になるために」の様子。 左から二人目が岡崎勝さん。

【年次報告会・参加者アンケートから】

<オンブズパーソンの報告会についての意見・感想など>

- ●親や学校で言えない悩みをオンブズで思いっきり言って、子どもはオンブズがあって本当に良かったと言っています。
- ●外からは見えない活動の様子、貢献度、オンブズパーソンの市民(子どもを含む)への影響度がよく分!

^{*2 1952} 年生まれ。名古屋市立小学校教員。ユニークな学校マガジン『おそい・はやい・ひくい・たかい』編集人。 改革続きで疲労のたまってきた教育現場で、本業に各種活動にとますます忙しいこの頃だが、明るく厳しく奮闘中。 『学校再発見!~子どもの生活の場をつくる』(岩波書店)、『 100 万人教員のためのやさしい悩みごと相談』(日本評論社:編著)など著書多数。

かりました。広報についてはもっと周りに知ってほしいし、中身を正確に広めてほしいと思います。私の友 人の中には「オンブズって学校の敵みたいなものでしょ?」「よっぽどの時じゃないとtelできないでしょ」と 言う人が多いです。

- ●相談、調査、意見表明、勧告だけでなく、調整という概念も定着してきたなぁと感じます。
- ●オンブズパーソンは指導者ではなく、人と人をつなぐ存在であり、相談者と話をしながら一緒に悩み考えるというお話が大変共感を持ちました。行政は子育て相談にも子どもからの相談事業にも専門的に指導するという立場でお話されるのを聞きます。
- ●人権宣言都市川西市の中で子ども人権オンブズパーソン活動があることもよく知っています。が、実務 面で子どもの虐待etc、もう少し具体的事例が聞きたかったです。たとえ話をぼかしてでも…
- ●いろんなところで役割分担をしていきながら子どものサポートができたらと思いますね。うまく連携ができたらと思います。大人の間で行き場・居場所をなくしている子どもが一番つらいと思いますので。

く親でも教師でもない"第三者のおとな"が子どもにかかわることについて>

- ●オンブズパーソンの方々がおっしゃっていた通り「子どもの人権を尊重する=子どもの最善の利益」であるためには、子どもの気持ち・感情を客観的に受けとめる必要があると思います。その役割は第三者のおとなにしかできないと思います。
- ●第三者だから聞けることや話せることがあると思う。
- ●親はつい子どもに対して厳しくなったり甘くなったり…。客観的な目で我が子を見ることができません。 子どもが悩みや本音を親に話せる環境が理想ですが、親や教師以外に子どもが心をひらける人、場があることは力になりますし、心強いと思います。そうして築かれた信頼関係は子どもにとっては「第三者」ではなくもっと大きなかけがえのない存在であると思います。
- ●必要だと思う。親のことが大切だから親に相談できないことはたくさんある。教師はやっぱりチョット信頼できません。自分が中学校・高校時代の先生のことは好きだったけれど信頼できるかは別。第三者のおとな・川西オンブズパーソンのように子どものことを全面で支えてくれる存在はいるだけで、いざというとき安心だし、強くもなれる。
- ●親と学校がうまくつながれないとき、第三者の存在がとても大切だと思います。
- ●必要だと思いますが、学校側への協力、説明が必要だと思います。
- ●とても必要なことで重要なことだと考える。羽下先生が言われた「生存権を子どもが十分につかいきれる 準備をすることなしに子どもの成長はない」をキーワードと受けとめました。
- ●そのケースで親だけで解決できること、教師とのかかわりでうまくいくこと、何がよいのかはわかりません。 その意味では第三者とのかかわりも大切かと思います。
- ●大いに関わるべし。第三者の方が子どもも話しやすいのでは?
- ●日常的なかかわりのないおとながかかわることは重要なことだと感じています。

制度・活動に関する問い合わせ・視察

2007 年次における、本制度に関する問い合わせと視察は全部で 88 件ありました(表IV-3)。 うち視察・取材は、22 件でした。

行政機関、国会議員・自治体議員等からの 問い合わせ

これまでも、本市の制度をモデルに、神奈川県川崎市や岐阜県岐南町、同県多治見市、埼玉県、福岡県志免町などで同様の制度が創設されました。制度設置から9年が経過し、全国的にも「子どもの救済」にかかわって川

表IV-3 視察・問い合わせ件数(2007年次)

視察・問い合わせのあった機関等	件数	(※)
行政機関	46	(7)
国会議員・自治体議員等	17	(13)
マスコミ	14	(1)
研究者・大学生等	4	(1)
NPO等	0	(0)
市民個人	7	(0)
合計件数	88	(22)

※括弧内はオンブズパーソン事務局を直接訪れた 視察・取材の件数

西市の先駆的な取り組みが広く認知されてきているといえます。特に本年次は、自治体議員や国会議員の視察が大幅に増えています(前年次は8件)。本市の取り組みを参考に、子どもの権利に関する条例の制定や子どもの権利救済システムの導入などが、各地で検討されつつあります。

■「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2007

今回で6回目を迎えた「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2007」*3 が 10 月 26 日~ 27 日愛知県高浜市で開催されました。一日目の全体会は「現代の子ども支援と相談・救済活動」というテーマで、シンポジウムが行われ、また韓国の保健福祉院子どもの権利モニタリングセンター所長の金勝権氏の特別講演がありました。二日目には、「子どもの居場所づくりーすき間、たまり場、逃げ場」の分科会に川西市からはオンブズパーソンと相談員が参加し、「川西市子どもの人権オンブズワークにおける居場所機能」と題して発表を行いました。

また、シンポジウムの開催に伴って「子どもの相談・救済に関する関係者会議」が開かれました。子どもの権利擁護システムを設置している(設置予定を含む)自治体関係者や研究者が集まり、制度実践上の課題や制度運営上の課題について議論が行われました。新しく制度を立ち上げた自治体からは、川西市に対して、9年間のオンブズパーソン活動の経験から具体的な事例対応や調査の方法などについて多くの質問が寄せられていました。

^{*3} このシンポジウムは、2002年に川西市で、2003年に神奈川県川崎市で、2004年は岐阜県多治見市で、2005年は千葉県市川市で、2006年は福岡県志免町で開催されました。子ども施策を自治体の重要な課題として積極的にとらえる自治体関係者と、子どもの権利条約の実施と普及をめざして研究をすすめる子どもの権利条約総合研究所が共同して研究をすすめています。

子どもが安心して育っていくこと、また親が安心して子育てできるまちづくりを進めていくことは、どの自治体においても重要な課題です。川西市の取り組みが一つの参考になり、いじめや虐待など子どもの権利侵害に対して、子どもの SOS を受けとめ権利救済の事業に取り組もうと始めている自治体が着実に増えつつあります。

■「いじめ問題に対する取組事例集」に川西市の事例が紹介されました

2007 年 2 月、文部科学省と国立教育政策研究所の協同編集により、『いじめ問題に対する取組事例集』が発行されました。これは、各地域の学校、教育委員会から寄せられた、いじめ対策に関する特色ある先進的な実践事例を掲載したものです。この中に、いじめ問題への対応のために教育委員会から独立した機関を活用した取組事例として、川西市子どもの人権オンブズパーソンの活動が次のように紹介されました。

兵庫県川西市では、「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」を制定し、①子どもの人権侵害の救済に関すること、②子どもの人権の擁護と人権侵害の防止に関すること、③それらのために必要な制度の改善などを提言することを職務とするオンブズパーソンを任命し、公的第三者機関として平成 11 年 6 月から活動しています。オンブズパーソンは、一人ひとりの子どもの SOS をしっかり受けとめるとともに、教員や保護者などに子どもの心情を代弁したり、建設的な対話を通じて問題解決に向けた調整等を粘り強く進めることにより、いじめの解消等において成果をあげています。*4

^{*4 『}いじめ問題に対する取組事例集』文部科学省・国立教育政策研究所生徒指導研究センター、2007 年 2 月 、87 頁。

∇ オンブズパーソンの会議等と情報公開

オンブズパーソン会議の開催状況 個々の事例に関する研究協議 情報公開の対応

V オンブズパーソンの会議等と情報公開

代表オンブズパーソンは、オンブズパーソン会議を招集して、条例運営の重要事項について話し合って決定します。

「重要事項」とは、おおむね次に掲げる事項としています。

- ①オンブズパーソンの円滑な職務遂行に必要な役割分担に関すること
- ②代表オンブズパーソンの職務代理の互選
- ③調査の中止や打ち切りなど、調査の継続が相当でないとする場合
- ④勧告、意見表明等の内容を公表する場合
- ⑤運営状況等を市長に報告し、公表する場合

これらは、オンブズパーソンが子どもの最善の利益を図る第三者機関として、独立性と 自律性をもって活動するために、とりわけ重要な事項です。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除けば、積極的に公開することが原則となります。もちろん、この原則は、勧告・意見表明などの条例上の対処についても適用されます。これは、川西市の子どもたちが置かれている現状や課題をできるだけ広く市民に知ってもらい、ともに力を合わせて、子どもの最善の利益の実現に努力するためです。

オンブズパーソン会議の開催状況

表 V-1 オンブズパーソン会議の開催状況 2007年次(1月~12月)

会議	開催期日	議案等		
第1回会議	4月12日	(議案第1号) 代表オンブズパーソンの互選について		
		(議案第2号) 調査相談専門員のうち専門員の推薦について		
		(報告事項) ① 2007(平成 19)年度当初予算について		
		② 2007(平成 19)年 1 月~3 月の相談等の受付状況について		
第2回会議	12月27日	(議案第3号)条例運営について		
		2007年次活動報告事項と内容について		
		(報告事項) ① 2007(平成 19)年 1月~11月の相談等の受付状況について		

本年次は、オンブズパーソン会議を計 2 回開催しました(表V-1)。審議された各議案のあらましは、次のとおりです。

議案第1号

第4期のオンブズパーソン委嘱期間満了に伴い、条例第5条第2項の規定により、あらためて代表オンブズパーソン及び代表オンブズパーソンの職務代理の互選を必要とするために提案。代表に羽下大信氏、代表の職務代理に桜井智恵子氏が選任されました。

議案第2号

調査相談専門員のうち専門員の委嘱任期満了に伴う次期専門員を選任するにあたり、その候補者について市長に対し意見具申する必要があるため、オンブズパーソンの意見を求めたところ、オンブズパーソン経験者 4 名、相談員経験者 1 名、元学校長 1 名の計 6 名の推薦を全員一致で決定しました。

議案第3号

条例第 20 条に基づく運営状況の市長への報告と公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、年次報告書の作成内容等が提案され、審議の結果、全員一致で可決しました。

個々の事例に関する研究協議

上に述べたオンブズパーソン会議とは別に、条例上の手続きとしては会議の開催・議決を必要としない事項でも、できるかぎりオンブズパーソンや相談員等が意見交換し、ケース検討をしてきました。これを「研究協議」と呼んでいます。

状況と内容等

オンブズパーソンそれぞれの専門分野からの知見、相談員や事務局などの報告をもとに、 具体的な相談活動や調査活動の対応の検討や事例研究を行い、あわせて条例の解釈・運用 の研究なども行ってきました。原則として毎週木曜日の午後に全員が集まり、協議はほぼ 毎回4時間以上を要しました。特に相談員にとっては実践的な研究・研修の機会ともなる ものです。

個別具体に子どもの最善の利益を図るには、どういう支援がその子どもに必要なのか。 個々の事例をそれぞれの専門分野から丁寧に検討し、意見交換していくことは、相当な時間を要するものです。このような研究協議での意見交換をもとにして、基本的には担当オンブズパーソンの判断で個々の案件への対応が図られてきました。

また、研究協議の中で、条例に基づくオンブズパーソンの合議等が必要と判断される事項が出てきた場合には、あらためてオンブズパーソン会議を開催し審議します。

本年次では、このような研究協議は計 48 回もたれました。ただし、研究協議は具体的

な個々のケースを取り扱い、個人情報も多く含む内容のため、原則非公開としています。

情報公開の対応

情報公開は、公文書公開や個人情報開示があり、市の情報公開条例、個人情報保護条例 やオンブズパーソン制度個人情報保護要綱に従い対応を行っております。

また、条例第 20 条においてオンブズパーソンの運営状況等の報告及び公表を義務づけており、この活動報告書(『子どもオンブズ・レポート』)にまとめ、市長に報告し、市民に公表しています。これを行うことにより、子どもを含む市民が運営状況について検証し、オンブズパーソン制度への理解と協力、活用と充実が一層図られることを期待するものです。

公文書公開関係

市情報公開条例第6条の規定に基づく公文書の公開請求はありませんでした。

情報公開条例では、公文書とは、職員が職務上作成し、または取得した文書等であって、 市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務があるため、個 人情報をみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしながら、公開運用をはかる ものです。

一方、オンブズパーソン活動における公文書は、相談記録や調査記録など多くは秘密保持を前提に提供された個人に関する情報であり、原則非公開となります。これを公開するとオンブズパーソンの独立性や自律性が損なわれるとともに、公正な判断が妨げられ、相談者や関係者等との信頼関係も損なわれるものとなります。

しかしながら、オンブズパーソンから市の関係機関に対し勧告した文書や意見表明をした文書は、是正や改善の必要性を告げ、場合によっては自ら具体案を提示するなどして、適切な措置を講ずるよう求めたり、必要な見直しを促したりするもので、子どもの最善の利益を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開することが原則といえます。そのため、個人に関する情報で他の情報と関連づけることにより特定の個人が識別されるもののうち、一般的に他人に知られたくないと認められる情報を除いては、活動報告書において原則公開を行っています(条例第20条及び条例施行規則第22条)。

個人情報開示関係

本年次は、個人情報の開示に関係する事柄はありませんでした。

相談記録や調査記録は、オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助する調査 相談専門員によって作成され、相談案件の内容、経緯、対応等が詳細に記録されています。 これはオンブズパーソンが職務を適正かつ円滑に行い、問題解決を行うために必要とする 記録です。

事務局では、川西市個人情報保護審査会の答申を尊重しながら、オンブズパーソンの判断により対応しています。

Ⅵ オンブズパーソンからのメッセージ

「護り、育てる」と「教え、導く」

代表オンブズパーソン 羽下 大信

個別救済のもうひとつの意味 一公的第三者機関から見る社会ー 代表代行オンブズパーソン 桜井 智恵子

就任一年目のオンブズパーソンから見た 「川西市子どもの人権オンブズパーソン」 オンブズパーソン 泉 薫

「護り、育てる」と「教え、導く」

代表オンブズパーソン 羽下 大信

知人友人親族などの家に行き、食事などをしてしばらくの時間を過ごした折りに、その家庭での親子のやりとりの日常に接するとき。あるいは逆に、自分の家に知人一家を招いて宴会におよび、大人も子どももまぜまぜで騒いだあと。その帰りの道々、夫婦で「彼女、子どもに、あんな学校の先生みたいなこと、言うんや(意外やなー。そんなこと、直接には言われへんけど)」とか、「彼、子どもにやさしいなー(僕にはそこまではでけへんなー)」などと話したり、あるいは、相手から、「君んとこ、女の子に、気使ってんねんなー。うちと、えらい違うわ」と言われたり。

つまり、お互いに日頃接する、大人同士の人格からはとても想像できない、でも、その人の家庭ではふつうに発動されるらしい、いわば、親の人格。それを直接、目の当たりにしたときの新鮮な、そして小さくない驚き。さらには、自分の子どもが家とは随分違って大人びた口を利いていたり、他の子と遊ぶ姿を垣間見て、自分たちの知らない姿に軽いショックを受けたり。これもよその家を訪問するときの、ちょっとドキドキの楽しみでもある。また、他者が自分の家に来ることの、予想外の面白さでもある。

自分のやっていること、いつも家の中で繰り返している家族とのやりとりに、人はそれほど 自覚的ではない。また、その自分の子どもへの接し方について他人から何か言われたからと言 って、「ハイ、そうですか」と変えられるわけではない。それほどに、この親としての人格は 自分に馴染み、自然なものになっている。これは、いつの間に創られたのだろうか。

推測するに、たぶんそれは、子どもだった自分が大人と接してきた経験、子ども世界のなかで体得したもの、これまでに読んだ本によって育ててきた感受性、また、自分の職業とそこでの人との経験、あるいは「こうなってほしい」という子ども像、こうしたいという子育てのモデル、などなどによって構成されているようだ。

この「大人と接してきた経験」のなかには、自分たちを取り巻く大人世界のルールや、大人の側の熱心さや正論のゆえに、こちらがひどい目にあったことも含む。たとえば、母親から、「ママはぜったいに叱ったりしないから、全部話してごらん」と言われ、そのとおりにしたら、「そんなこと、なぜ黙ってたの!」とメチャメチャ怒られ、これに懲りて、今度からはその甘い誘惑には「ぜったいに」乗らないないぞと、堅く心に誓った、など。

またこれと平行して、自分たちが親になって以降、子どもたちや拡大した家族メンバーと接する中で学習して来た、自分が子どもに接するときの態度。親人格は、先ほどの痛い目にあって学んだ経験も含めて、上に挙げた各構成要素が適宜混ぜ合わされて、その人固有の感受性というものが創られて行ったのだろう。もっとも、この人格は固定的なものというよりは、子どもの発達やわれわれ個人としての経験・年齢の変化によって、少しずつ変わって行くものだろ

う。

ある心理療法のセッションで、そのクライエントは自分の母親のことを話していた。10才前後の頃、女の子同士でゴチャゴチャして、それを母にグチると、いつものように口調はふつうだったけど、すかさず「まさに正論」が返ってきて、「あーあ、やっぱり言わなきゃよかった」と思った。その堅苦しさ、話しの通じなさが嫌で、もう何も言わずに自分でやることにした。ところが、自分のほうは相変らずなのに、このところ母が変わった(激務を辞め、大病したからか)。自分たち夫婦のことをグチると、自然体でうまく聞いてくれる。自分の娘を護ってやろうとしたり、何かを教えるような発言が、全くなくなった。返って来るのは「へぇー、そうか」と思うことで、「あ、それでいいんだ!よし、やろう」という気になる。こんな人じゃなかったのに、不思議。そして、ずーっとわれ関せずだった兄(母にとってはゴールデン・ボーイ)も、「よかったね」って言えるようになった、と。僕が「今、かつてのふたりになかったものを取り戻し、埋め合わせているのかな」というと、「そう言えば、そうかも。…これって、悪くないですよねー」と彼女は言った。

大人の自分が子どもに接する際、こうだと思っていること/してるつもりのことと、実際そこに起きていることの間にはズレがある。それがふつうである。別の言い方をすると、家庭の中の他のメンバーから見たら、その事態は相当に違って見えること、また、子どもの側からすると、こちらの状況把握/予測/期待は全くハズレだった、というようなことは日常茶飯事、と思っておいたほうがよいだろう。

言っていることと、やっていることは違う。もし、言行一致の人がいたら、その人は不気味な人に違いない。この不一致というズレの中に、互いの推測や期待や願いや失望(という豊かなもの)があり、お互いに、それを十分に味わいつつ、それぞれに調節しながら、その落差を生きている。それがわれわれの日常だろう。

落差やズレがあることが問題なのではない。それらに気づけなかったり、無視したりした結果、その落差やズレを、どちらかが生きられなくなったとき。そのとき、関係は危機的になるのではないか。が、そのズレが大人と子どもの間に起きる場合、この危機は子どもの側にのみ起きやすい(もし、この危機が大人の側に起きたとしたら、大人と子どもの関係を巡る、大人の側の質の良い敏感さの発揮として、歓迎されていいだろう)。子どもはその大人の取り決めた世界の中に生きていて、完全にその外に出て生きる、ということはあり得ないだろうから。

大人が子どもを「護り育てる」と言うとき、また、それを日々実行しようとするとき、当然のことながら、その背後には願いや期待がある。が、それらがあったとしても、何かの答えが欲しくて子どもを世話しているわけでも、また、ある大人像に向かって育てているのでもないだろう。健康で、成長していくことに日々かかわりつつ、それを楽しみに「護り育て」ているのだろう。

このスタンスは、子どもに、自分がこの世に存在することが無条件に肯定されている、とい

う感覚をもたらすことに貢献する。それは言葉による説明ではなく、まわりから自分に向けられた態度の全体から来るもののようだ。もちろん、子どもは肯定感だけではなく、大人の配慮や意図にもかかわらず、必然的に否定の感覚も経験する。自分の願望や欲望がいつも受け入れられるわけではないから。

この肯定感/否定感の緊張の中で、相対に肯定感が優勢なら、全体に安定で、否定感を誘発する事態が訪れても、その都度、それは越えられるだろう。この「護り育てる」ことが十分に実行されているようなら、「教え導く」は生きる。

そこでのつもりと実際、言っていることとしていることとには、当然、違い・落差がある。 自分としては「護り育て」ているつもりで、外でもそう言っているが、横から見ると(先ほどの、「すかさず」の母のように)、実は「教え導き」過ぎていたり、また、その逆もあるだろう。 そのことを、その親子に直接・間接にかかわるまわりが知っていて、その上で、親が親であるゆえに、つい、力がはいる。そんなときに、そこに立会人がいたり外野席があると、相の手がはいって流れが変わり、あるいは緩衝地帯が生まれ、事態の急迫は避けられる。

大人は子どもがどうあるべきかは言える。言葉を操れるし、経験一般もあるから。そして、 その「べき」が起きるための準備を具体的に描ける大人は、とき、そこにかかわり、待つこと ができる。描けない人は待てない。つまり、待つためには、かかわる必要がある。一方、子ど もは自分には何が足りないかを、実感的に知っている。そして待っている。言葉では言えない から。自分から事態を動かせないから。たとえ、気づいていても。そして、待ち切れなくなっ て苦しくなると、それを表現してしまう。行動に、あるいは症状に。そうしておいて、待って いる。

先ほどの彼女は、面接の中で、自分には何かが足りないとずーっと感じており、そのために、いつも母を意識しながら、自分にできるあらゆることを試みていた。親の意欲が少しカラ廻りしていたはずだ。「通じない」とはそのことを指すのだろう。そして、(幸い、大きな破綻や悲劇は回避されて)十数年ののち、いよいよ懸案のことが浮上し、「足りないもの」が取り戻される機会がやって来たようだ。

子どもは待ってくれる。まわりも待ってくれる。親のその意欲に免じて。子どもはわれわれ 大人の想像を超えて、ときには、相当に我慢強い。もっとも、それを当てにしてはいけないけ れど。

(はげ だいしん・甲南大学教授)

個別救済のもうひとつの意味 -公的第三者機関から見る社会-

代表代行オンブズパーソン 桜井 智恵子

教員やカウンセラーの実践に即していうなら、文化の既成のありかただけを切り離してもっぱらその内部に教化の手がかりを求め、期待通りの成果を得ようとして徒労に終わるであろう。(略)介入や教化の試みは、その対象となる文化が構造的な諸要因と関係しつつ再生産されている以上、いたるところで意図せざる結果や矛盾に出合うほかないのである*1。 (ポール・ウィリス『ハマータウンの野郎ども』より)

1. 子どもをめぐる大人の不安

2007 年次は、オンブズパーソンに昨年と同様、大人からも相談が多く寄せられた。 子どもの権利侵害に関わる可能性のある場合は、大人の悩みに対しても、私たちは関わらせていただく。

第 1 位「子育ての悩み」、第 2 位「交友関係の悩み」、第 5 位「家族関係の悩み」の件数を合わせると、約 4 割の悩みは子育てに関してである(表 II-2:p12 参照)。

相談事例にもあるように、学校で集団行動に馴染めず、子どもが自信を失い、親も子育てに悩むという場合のように、同率 2 位の「教職員等その他指導上の問題」とも関わることもある。

大人からの様々な相談を共有し、総括して言えることは、保護者や教職員の不安が高く、 それが子どもの権利侵害にも関わるという傾向である(表 II -5: p17 参照)。また、大人同士 ほとんど原因のないところにトラブルが発生し、子どもの権利侵害が起こるというケースも あった。さて、こういった子どもをめぐる大人の不安、いったいその正体は何なのであろう。

「データは少年犯罪の増加を示していないのに人々の不安は高まる一方、というところにこそ子どもをめぐる最近の問題の本質がある」*2と焦点づけられている問い、にも関わるこの点を、少しばかり考えてみたい。

本稿では、とりわけ学齢期の子どもをもつ保護者の不安がなぜ高くなるかという点に対して 整理を試みる。その上で、子どもの個別救済がその不安を創り出す構造に対して、どのような 社会的な意味をもつかということについて言及したい。

^{*1} ポール・ウィリス『ハマータウンの野郎ども』熊沢誠・山田潤訳、筑摩書房、1996 年、430-431 頁。1977 年に発行され、世界に衝撃を与えたポール・ウィリスの調査は、1985 年に『ハマータウンの野郎ども』として日本でも翻訳され、教育学・社会学の分野に大きな影響を与え、今や基本書となっている。

^{*2} 香山リカ、朝日新聞、2008年1月6日付。

2. 「子どもの意見の尊重」を制限せざるえない大人

(1) 人権に基づくアプローチが機能しない

権利主体としての当事者性の拡張は、子どもの意見の尊重のみならず、高齢者福祉の分野でも最も注目を集める実践理論のひとつとなっている。

近年、「子どもの権利基盤型アプローチ」が子どもの権利の研究者などの中で注目を集めている。平野裕二はこれを次のように定義している。 a.国際人権法の目的および諸原則を充分に踏まえ、 b.条約締約国としての実施義務・説明責任を前提として、 c.条約および関連の国際人権文書の規定をホリスティックに(各規定の有機的関係に留意しつつ包括的視点で)とらえながら、 d.対話、参加、エンパワーメントおよびパートナーシップの精神にのっとって、 e.子どもの人権および人間としての尊厳を確保しようとするアプローチ。

平野は、日本が子どもの権利条約の締約国として問題と考えるのは、様々な法律・施策の決定にあたって「子どもの権利基盤型アプローチ」がとられていない点と述べる。「このようなアプローチが欠如していることは、子どもの意見表明・参加が保障されていないだけではなく、議論の過程で子どもの権利条約、国連・子どもの権利委員会の勧告、その他関連の国際文書等がほとんど参照されていないことからも明らかである。」

確かに、このアプローチは受け入れられにくく、機能しにくいことがあるというのが、現場オンブズパーソンとしての実感である。はたして、それは国際文書が参照されていないというのが大きな理由であろうか。私たちは、なぜ子どもの意見の尊重が支持されにくいのかという状況を把握する必要がある。

(2)「子どもの意見の尊重」の制限

日本では、1994 年に子どもの権利条約を批准し、国連子どもの権利委員会に対して、日本の子どものおかれている状況についての報告をする義務を負った。第1回の報告・審査は1998年に行われ、委員会から勧告がなされた。第2回報告・審査は2004年1月に行われた。

第 1 回報告に対し、とくに、「差別の禁止、学校制度の過度に競争的な性質およびいじめを含む学校での暴力に関する勧告は充分にフォローアップされていない。委員会は、これらの懸念および勧告がこの総括所見においても繰り返されていることに留意するものである」*4 と述べられ、第 2 回の勧告が記された。たとえば、「子どもの意見の尊重」の項では、次のような勧告がある。

27.児童の意見の尊重に関し、締約国が改善に向けて努力している点につき留意しつつも、 委員会は依然として、児童に対する社会の旧来の態度によって、彼らの意見の尊重が家 庭、学校、その他の施設そして社会全体において制限されている点について懸念する。

^{*3} 平野裕二「子どもの権利に関わる国内外の主な動向」京都市『人権研修資料集改訂版』2004年。

^{*4 「}児童の権利委員会の最終見解」2004年2月26日、政府訳。

日本では、「社会の旧来の態度」により、子どもの意見の尊重が制限されていると指摘されたのだ。

(3)「社会の旧来の態度」という立場

政府は国連子どもの権利委員会に第3回報告を提出しなければならず、そのために2006年に市民との意見交換会を2回開催した。たとえば市民から「児童の権利条約というのは、生きていいんだよと、子どもに訴えること。若い人たちに頑張ってほしい」との意見があった*5。逆に、「社会の旧来の態度」と思われる立場からは、次のような意見があった*6。

戦後の教育現場における条約の悪い解釈が、家庭崩壊等につながっている。義務教育や躾というのは、強制するものであり、子どもが嫌がることを教えることが目的。条約の中で問題のある文言を日本が廃棄することを提案すべき。政府の見解如何。児童の権利委員会が出す勧告には我慢ができない。

さて、この立場からの意見は、子どもの権利基盤アプローチとは対立するものであり、子ども観、教育観が異なる。しかし、実はこれらの立場が、現在の子どもを取り巻く状況に最も影響を与えているのではない。「社会の旧来の態度」はそれ自体が問題ではあるが、大人たちの心情を聴かせていただく経験から、大人の中でここに留まるものはいつまでもそう多くはない。

多くの親たちが、ますます厳しくなる労働条件と闘いながら、なんとか時間をやりくりして子どもと向かい合おうとしている。むしろ、大人たちは、子どもの意見の尊重と「何か」との挟間で悩んでいる。子どもの気持ちは十分にきいてあげたい、けれど、ここは子どものために強制しなくてはならないという「状況」があるのだ。では、その状況はどんなふうに要請されているのだろう。

3. 親の教育責任の増大

(1)競争という価値尺度

『ハマータウンの野郎ども』の翻訳者であり、定時制高校の教員でもある山田潤は、不登校の親の会に長年関わってきた。彼は言う。

すべてが勝者となりうるはずのない能力主義競争に、だれもが休みなく持続的に参加せ ざるえない社会と言うのも、特異と言えば言えるであろう。どのようにして能力主義競

^{*5} 外務省「児童の権利条約第3回政府報告に関する市民と関係省庁との意見交換会について」2006年7月13日。

^{*6} 同上、2006年5月12日。

争へのコンセンサスが成り立っているのか。コンセンサスが成り立つがゆえに、しかるべき反抗や不満が孤立した不安というかたちで内向するということはないであろうかで。

保護者が子どもに対して悩む相談の多くは、子どもの「逸脱」である。一昔前の「非行」という逸脱よりも、他の子どもと異なることが心配であったり、将来、はじき出されたりして逸脱しないかという不安が高いように思われる。

誕生してしばらくは、ハイハイをしたと喜び、歩いたのを見ては大騒ぎで誉めていた親が、 就学後は(最近は就学前も)子どもを認めることよりも、子どもの「欠け」が目につくように なる。小学校の学年が進むと、たとえば、次のようなプレッシャーがかかる。

中学入試まで二カ月を切った、最後の六年生の父母会。「この時期になってゲームにうつつを抜かしている子はいないと思いますが…」と切り出すと、半数近い父母がぎょっとした顔で下を向く。あ、やっぱりまだやってるんだ。「もちろん、毎晩テレビを見ているなんて、ありえないですよね?」今度は大半が表情を曇らせる。今春、過去最高の受験者数だった中学入試が、来春はさらに激戦となるのは確実だき。

新聞コラムに寄せた塾長であろう筆者は、保護者たちを「これ以上追い詰めると、過呼吸症 候群で倒れるかもしれない」と思い、少しは息抜きも必要と緊張を緩和させた上で締めくくる。 「息抜きの場を与えてください。ただしちゃんと宿題を終わらせてからですよ。」

受験する子どもを応援する家庭はたいへんな緊張の中にある。ならば、競争から降りた子どもや家庭は自由なのかというと、決してそうではいられない。競争に動員されるということは、「その結果として与えられる序列を受け入れるというにとどまらず、競争のそもそもの前提にあるゴール=価値尺度をみずからのものとして内面化するということなのだ」。2。この価値尺度の内面化に加え、保護者にさらなる負担がかかっている。

(2) 親の教育責任の増大

日経新聞の一千世帯の家計調査*10 の中で、三年前に比べて「家計を巡る不安」の変化を問うた。増した不安の第1位は「税金の増加」であり、2位が「教育費の増加」となっている。

^{*7} 山田潤「文庫版訳者あとがき」ポール・ウィリス『ハマータウンの野郎ども』熊沢誠・山田潤訳、筑摩書房、1996 年、459 頁。

^{*8} 日経新聞、2007年12月17日付。

^{*9} 山田潤、前掲、462頁。

^{*10 2006}年12月、日経調査。世帯主が会社員、かつ20~50代である家庭、男性515人、女性498人の計1013人から有効回答。それぞれの世代の人数はほぼ同数。回答世帯の65%以上が、年収700万円以下。(日経新聞、2007年1月7日付)3位が「収入の減少」である。

赤字となった家計の立て直しの方法を問うたところ、1 位「生活費を切りつめる」が 5 割近く、2 位「小遣いや娯楽費を削る」が 3 割強と続き、「子どもの教育費を削る」は 9 位で数パーセントのみが視野に入れている。

つまり、家計が厳しくなり、教育費の増加が大きい位置を占めているが、子どもの教育 費は削れないのだ。とりわけ、20 代から 40 代の家庭は教育費が重くのしかかっている。 しかし、教育費の負担に隠れて見えない親のもうひとつの大きな負担がある。

『多元化する「能力」と日本社会-ハイパー・メリトクラシー化のなかで』での本田由 紀の指摘を、現場で私は共有する。

もはや「『勉強』だけではだめ」な時代に社会は踏み込みつつあること、言い換えれば「勉強」に関心が集中するメリトクラシー社会から、「勉強」以外の多様な側面での力が要請されるハイパー・メリトクラシー社会への移行が明らかに進んでいることが、直視されるべきである。(略)子どもに身体化された生活習慣などの、一朝一夕には成立しない家庭の質的なあり方が、子どもが「努力」を、特に「開かれた努力」を遂行する「能力」をもてるかどうかを決定的に左右しているのである*11。

「定評のある大学」に子どもを行かせたいという心理は、必ずしも費用面での負担のみを意味しているわけではないはずである。むしろ、子どもをそこまで育て上げるために 母親がかけなくてはならない「手間」が重視されていると解釈した方が自然である*12。

母親がかけなくてはならない「手間」とはなんだろう。

子どもが学齢期になってから後にも継続する、母親による日常的な細かい配慮の必要性である。強調されてきたのは子どもの「能力」を伸ばすという意味での教育責任よりも、乳幼児期の子どもの世話・保護という意味での養育責任であった。他方で、学齢期以降の子どもに関する議論は、教育費の負担の大きさという側面にほぼ限定されており、やはり母親の教育責任ということを正面から取り上げた議論はまったくといっていいほど存在しない*13。

「コミュニュケーションスキル」などの対人能力や「ポジティブ志向」といった意欲、創造性などは、私の行った大学生調査でも身につけたい力の上位に位置する。それらを何とかして子どもに身につけさせなければならないという圧力が日本の家庭を広く覆い、親子共々きわめて息苦しくなっている。

日頃からの親子の密な会話や「早寝・早起き・朝ごはん」に代表される子育てにおける手厚

^{*11} 本田由紀『多元化する「能力」と日本社会-ハイパー・メリトクラシー化のなかで』NTT 出版、2005 年、105-106 頁。本書は大仏次郎論壇賞(2006年)で注目を集めた。

^{*12} 同上、220頁。

^{*13} 同上、215 頁。

さに、親たちはどんどんと自分で縛られてゆく。

問題は「社会の旧来の態度」それ自体というよりもむしろ、大人が追い詰められていく状況だ。子どもの意見の尊重をしている場合ではなくなってしまうのだ。親の教育責任の増大、これこそが保護者を不安にするものの正体のひとつだ。

4. オンブズパーソンの射程

現状を把握しないミクロな説明は、社会と子どもの間に「子どもの甘え」という心理要因を介在させることで、問題を子ども個々人に負わせてしまう。しかし、子どものまわりの大人は、勉強もほかの能力も高めるために、絶え間ない配慮をしており、それゆえに子どもの権利侵害に至ることがあると整理してきた。

子どもをめぐる大人の不安は、子どものすべての能力を高めるために、強迫的に大人が子どもの 24 時間に注意を払うという緊張の高い状況から来ており、その状況は、子どもの社会的自立の唯一の方法と信じられつつある。そこで必要なのは、子どものすべての能力を高めなければならないのか、さらに「能力」をどのように扱うかという社会の感性の課題なのである。

そんな中、ある保護者は次のように希望を語る。「そんな時代に親の一人として言えるのは、 子どもを自分の家庭だけに閉じこめず、多くの人とお互いに助け合って、共に育てていける ような回路をできるだけ作っていきたい」*14。これは重要な保護者からの改革だ。

では、親の教育責任の増大からくる不安という状況に、川西市の子どもの人権オンブズパーソンとしては、どのように向かえばよいのか。

中西新太郎は、労働階級文化やマイノリティ文化の未成熟な日本社会では、反学校文化は、 容易には社会的自立へと結びつかないという。そこで、中西は、対抗的自立が社会化される こと、そのために、対抗的自立を「平等に」、すなわち「正統化された自立からの逸脱」とい うスティグマなしに選択しうる社会的・制度的諸条件の創出と、これに結びついた教育カリ キュラムの構築という課題を提起している*15。

中西の課題を分かりやすく述べると、次のようになる。①逸脱したり、はじき出された子どもの自立が社会化されること、②その社会的・制度的諸条件を作り出すこと。そして、そのどちらも、ささやかながらオンブズパーソンの仕事の射程に入っている。

近年の不況と雇用の停滞により、若者の就職の厳しさが知られるところとなっている。子どもが中学、高校と進むにつれ、子どもの社会的自立は、当然のことながら、保護者たちの最も 関心を寄せる点でもある。

^{*14} 山本芳幹「親の立場でもの申す」岡崎勝・赤田圭亮編『わたしたちの教育再生会議-現場からの批判と 提言』日本評論社、2007 年、171 頁。

^{*15} 中西新太郎「子ども青年論の脱戦後-企業社会化の自立像をめぐって」『竹内常一 教育のしごと』第 4巻、青木書店、1995年。

加えて、逸脱した子どもの社会的自立、とりわけ就職につながる「子どもの進路困難の解消」という問いを解くことができれば、すべての子どもをめぐる社会には大きな希望となる。

冒頭のウィリスの言葉に立ち返ろう。「介入や教化の試みは、その対象となる文化が構造的な諸要因と関係しつつ再生産されている」がゆえに、再生産の矛盾に満ちた過程にこそ変革の可能性があるという。ひとびとが不安の正体を把握し、それぞれの場で問いを解くことをイメージしたい。オンブズパーソンも、その最前線でできる限りの知恵を絞り動きたいと思う。川西市は、子どもと社会に向かう可能性のひとつの場を抱えている。

(さくらい ちえこ・大阪大谷大学教授)

就任一年目のオンブズパーソンから見た「川西市子どもの人権オンブズパーソン」

オンブズパーソン 泉 薫

(はじめに)

今年の4月からオンブズパーソンに就任している弁護士の泉です。就任一年目オンブズパーソンとしての感想と、昨年10月のシンポジウムに参加して触発されたことについて、記したいと思います。雑ぱくな印象記にすぎないかもしれませんが、素直な気持ちを語りたいと思います。

(初めのオンブズの印象~自己紹介をかねて)

私は、弁護士のオンブズパーソンとしては四代目になります。初代オンブズパーソンの 弁護士とは、弁護士会として初めて「学校における体罰」をテーマとしたシンポジウムを 開催したり、「子どもの人権110番」を開設した際に、苦労を共にした想い出がありま す。そして、川西市に子どもの人権オンブズパーソンが創設された頃は、先述の「子ども の人権110番」が電話相談の限界を感じさせていた時期でしたので、相談を超えた救済 を目指す制度の創設を期待をもって見守っていました。その後も、同弁護士による川西の オンブズの活動報告を聞く機会が何度かあり、子どもの人権を守る「孤高の砦」という印 象を抱いていました。私は、その頃には、同様の制度の創設を目指す全国各地の運動の萌 芽についての知識がまだなかったからです。

(オンブズパーソンとして活動して)

私は、オンブズパーソンに就任する前年にはオンブズの専門員となり、研究協議に参加 したことがありましたが、実際に就任してからのオンブズの活動内容についての印象は、 それ以前とは全く違ったものとなりました。

まず最初に感じたのは、相談案件についての議論の真剣さと濃密さです。オンブズパーソンの仕事のひとつは、相談員に対してのスーパーバイズであり、毎週木曜日にこれを含めたケース検討することを研究協議と称しています。この名称はまことに的を得たものであり、まさに事案の細部に至り、子どもの気持ちの奥底に入るように、「研究」するごとく議論を尽くします。そこは、オンブズパーソンが相談員をスーパーバイズするというよりも、各相談員と各オンブズパーソンが子どもの最善の利益のために、意見を戦わせ「協議」をする場であったのです。

例えば、学校の対応に対する不満を集団で訴えて来られた保護者の方々がおられました。 当初は集団のまま事情をお聞きしていましたが、やがて、一人一人から個別に丁寧に聴き 取りを実施することにしました。その結果、各人の微妙な思いの違いが浮かび上がり、そ れをさらに整理し「協議」することで、縺れた糸が解きほぐされ解決への道筋が見えてき たのです。表面的な「訴え」を受け止めるだけではなくて、それぞれの気持ちに添って丁 寧に話しを聴くことの大切さに気づかされたケースでした。

次に述べたいことは、異なる視点で物事を見ることの大切さです。3人のオンブズパーソンの専門分野はそれぞれ異なりますし、各相談員にもそれぞれの背景に応じた得意分野があります。そして、それぞれが自分の立場に固執することなく、かつ自由に意見を交換することで、多面的で重層的な物の見方ができるようになります。

例えば、一定の解決を見た事案の当事者である子どもが、その後もなお不安定な面を見せたことがあります。担当のオンブズパーソンは、何度もその子どもと話をし、手紙を書いて励ましました。このケースでは、人権侵害により子どもの心に負った傷の深さを実感するとともに、アフターケアの大切さと、本当の解決とは何かということを考えさせられました。弁護士の通常の仕事では、事件の終結とともに当事者との関わりも終わるのが通例ですので、このことは新鮮な体験でした。

最後に、一番良かった経験は、子どもたちの「強さ」を実感できたことです。オンブズパーソンの仕事には、研究協議におけるスーパーバイズだけではなく、実際に事案を担当して当事者の相談を受けたり、申立案件について関係者の事情聴取をすることも含まれます。

あるケースでは、自分の受けたつらい体験を淡々と話してくれた子どもが、同級生の立場に配慮した発言をしてくれたことがあります。自分が救われる、自分の受けた仕打ちについて告発する、というだけの姿勢ではない彼の態度に、近い将来の彼の立ち直りを確信したものでした。また、当初は、自分が抱えている問題に正面から向き合うことができなかった子どもが、徐々に自分で行動することの大切さに気づいてくれたことがあります。相談当初は、他人任せのように見える彼女の態度にはがゆい思いを抱いたものでしたが、彼女が少しずつ自分の意思を発言できるようになると、彼女に力を貸すことの喜びを感じ、これがオンブズパーソンとしてのやりがいだと思いました。

また、オンブズパーソンの役割は、第一には個別の人権救済ですが、これを超えて普遍的な制度や仕組みの提言に至る場合もあります。そのようなケースでは、調査の範囲も膨大になりますが、新しい「判例」を創った弁護士の喜びに近い満足感が味わえそうです。

(シンポジウムに参加して)

昨年 10 月に愛知県高浜市で「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム(44 頁 参照)が開催され、私は相談員 2 名とともに川西市の代表として参加してきました。このシンポジウムは、子どもの権利条例の制定などの様々な子ども施策を展開している、又はこれらを検討している地方自治体の関係者や、子どもの権利の観点から地方自治体の施策のあり方を研究している研究者、子どもの権利に関連する NPOなどが組織しているもので、昨年で 6 回目の開催となります。ちなみに第 1 回は、平成 14 年に川西市で開催されています。

私は、子どもオンブズパーソン研究会*1 に参加していますし、『子どもにやさしいまちづくりー自治体子ども施策の現在とこれから』(喜多明人他編、日本評論社、2004) などの書物で一定の知識は得ていたつもりだったのですが、シンポジウムに参加してみて、各地における子ども施策の盛り上がりは想像以上でした。

シンポジウムに参加して考えさせられた点の第1は、論点、視点の多様化です。子どもの権利に関する条例を制定し、救済機関を立ち上げようという運動論を超えて、様々な角度からの研究、実践の報告がなされました。従って、分科会のテーマも「子どもの相談・救済」「子ども条例の制定・実施」「子ども計画の実施と新しい課題」という従来の路線の延長線上にある基本的なものから、「子どもの居場所づくりー『すき間・たまり場・逃げ場』」「子どもとともに学ぶ子ども参加支援」「ともに創る子ども施策一市民、大学との協働を求めて」のような実践的あるいは実験的、提言的なものまでバラエティに富んだものでした。

次に感じたのは、川西市はもはや「孤高のフロントランナー」ではない、ということです。条例を制定し、相談、救済機関を設置した自治体は、準備、検討中のところも含めて 陸続と続いています。自治体の規模やその置かれている立場によって、その内容は様々で すが、この多様性も又これからの大きな力となると思っています。

子どもの権利条約が批准された後も、長い間子ども施策に大きな変化はありませんでしたが、2002 年に国連子ども特別総会で「子どもにやさしい世界」に関する成果文書が可決されてから、大きな追い風が吹いているように思われます。それが、「子どもにやさしいまちづくり」をキーワードとした自治体の施策の推進であり、文部科学省や厚生労働省もこれを後押しする形ができつつあります(先日、文部科学省の担当の方が川西市へ視察に来られました)。

最後に、シンポジウムで報告されたユニークな実践例をいくつか紹介したいと思います。 ひとつ目は、子どもからアクセスしやすくするために、土曜や夜間の相談を実施してい る例です。福岡県の志免町が実施している「子どもの権利相談室」は、火・木の昼1時か ら夜7時と土・日・祝日の朝10時から夕方5時が相談時間とされているそうです。ただ し、このような工夫にもかかわらず相談数が伸び悩んでいるとのことでしたので、むしろ、 子ども向けの広報手段を工夫し、拡大するための方策の方が重要なのかもしれません。

次は、「子どもの居場所機能」を持つ機関の例です。川崎市の「子ども夢パーク」は、 子どもを信頼し、施設の利用に際して、最低限の規則しか定めていないという素敵なとこ

^{*1} 日本で最初の公的子どもオンブズ制度が1999年に川西市で創設されて以降、地方自治体条例による子どもオンブズ制度は埼玉県、川崎市、多治見市、福岡県志免町などに相次いで設置された。これら「子どもオンブズパーソン」の日本モデルは、国連子どもの権利委員会やユニセフなど国際社会からも注目されている。この研究会は、こうした情勢を踏まえ、「日本における子どもオンブズワーク」を明らかにし、ひろく国の内外に発信していくことを使命として、関西の子どもオンブズパーソン研究会と東京の子どもの権利条約総合研究所の共同により開催されているものである。

ろでした。家庭にも学校にも地域にも自分の居場所がない、そんな子どもたちが増えています。通信手段が発達した現代だからこそ、仲間と生で触れあえる場所が求められているのです。そんな子どもたちの溜まり場が、コンビニの駐車場しかないとすれば寂しいことです。様々な遊びや体験学習、仲間作りができて、大人が見守ってくれる、そんな「居場所」が各地にできればいいと思います。

(おわりに)

以上のように、就任一年目のオンブズパーソンである私にとって、同僚のオンブズパーソンや相談員の方々と一緒に仕事をすることで切磋琢磨され、さらに、全国で高まりつつある自治体の子ども施策に接することで刺激を受けたこの1年でした。オンブズ2年目に向けて、これからも自分のできることから行っていきたいと思います。

(いずみ かおる・弁護士)

参考

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 2007年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン等名簿 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 平成 10(1998)年 12 月 22 日 川西市条例第 24 号

目 次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 オンブズパーソンの設置等(第4条-第9条)

第3章 救済の申立て及び処理等(第5条-第18条)

第4章 補則(第19条-第22条)

付 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第2条 すべての子どもは、権利行使の主体者として 尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基 づく権利及び自由を保障される。

- 2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子 どもに係るすべての活動において子どもの最善の利 益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護され るよう不断に努めなければならない。
- 3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

(定義)

第3条 この条例において「子ども」とは、子どもの 権利条約第1条本文に規定する18歳未満のすべて の者及び規則で定める者をいう。

2 この条例において「子どもの人権案件」とは、本 市内に在住、在学又は在勤する子どもの人権に係る事 項(以下「本市内の子どもの人権に係る事項」という。) のうち、本市内に在住、在学又は在勤する子ども又は おとな(以下「本市内の子ども又はおとな」という。) から擁護及び救済の申立てを受けてオンブズパーソン が調査し、処理する案件並びにオンブズパーソンが自 己の発意により擁護及び救済が必要と判断して調査 し、処理する案件をいう。

3 この条例において「市の機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関(議会を除く。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

第2章 オンブズパーソンの設置等

(オンブズパーソンの設置)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 138条の4第3項の規定に基づく市長の付属機関と して、オンブズパーソンを置く。

(オンブズパーソンの組織等)

第5条 オンブズパーソンの定数は、3人以上5人 以下とする。

- 2 オンブズパーソンのうち1人を代表オンブズパー ソンとし、オンブズパーソンの互選によりこれを定め る。
- 3 オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者で、次条に規定するオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しないもののうちから、市長が委嘱する。
- 4 オンブズパーソンの任期は、2年とする。
- 5 オンブズパーソンは、再任されることができるただし、連続して6年を超えて再任されることはできない。
- 6 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他オンブズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、そのオンブズパーソンを解職することができない。

(オンブズパーソンの職務)

第6条 オンブズパーソンは、次に掲げる事項を所掌 し、子どもの人権案件の解決に当たる。

- (1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。
- (2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

(オンブズパーソンの責務)

第7条 オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者 及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、 本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応 じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切に その職務を遂行しなければならない。

- 2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たって は、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の 円滑な遂行に努めなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的 目的のために利用してはならない。
- 4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の機関の責務)

第8条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない。

(兼職等の禁止)

第9条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は 政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない

2 オンブズパーソンは、本市に対し請負をする企業 その他これに準ずる団体の役員又はオンブズパーソン の職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ね ることができない。

第3章 救済の申立て及び処理等

(救済の申立て等)

第10条 子ども及びおとなは、何人も本市内の子どもの人権に係る事項についてオンブズパーソンに相談することができる。

- 2 本市内の子ども又はおとなは、個人の資格において、本市内の子どもの人権に係る事項について、オンブズパーソンに擁護及び救済を申し立てることができる。
- 3 前項の申立ては、口頭又は文書ですることができ
- 4 第2項の申立ては、代理人によってすることができる。

(調査等)

第11条 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てを審査し、当該申立てが本市内の子ども又はおとなから行われ、その内容が本市内の子どもの人権に係る事項であって、かつ、第6条各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査を実施することができる。

2 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てが擁護

及び救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合においては、当該子ども又は保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、オンブズパーソンが特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

- 3 オンブズパーソンは、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談又は匿名の擁護及び救済の申立てその他の独自に入手した情報等が第6条各号のいずれかに関するものであると認める場合は、当該情報等に係る調査を自己の発意により実施することができる。
- 4 オンブズパーソンは、前条第2項の申立て又は独 自に入手した情報等の内容が次の各号のいずれかに該 当すると認める場合は、当該申立てに係る調査又は当 該情報等に係る調査を実施することができない。
- (1)重大な虚偽があることが明らかである場合
- (2)オンブズパーソンの身分に関する事項である場合
- (3)議会の権限に属する事項である場合
- (4)前3号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかである場合
- 5 オンブズパーソンは、第1項又は第3項の調査を 開始した後においても、その必要がないと認めるとき は、当該調査を中止し、又は打ち切ることができる (調査の方法)

第12条 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

- 2 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、 専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し 調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この 場合において、オンブズパーソンは、依頼した事項の 秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。

(申立人への通知)

第13条 オンブズパーソンは、第11条第1項に規定する審査の結果について、これを 速やかに第10条第2項の申立てをした者(以下「申立人」という。)に通知しなければならない。

- 2 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てについて、第11条第1項の規定により実施した調査を中止し、又は打ち切るときは、その旨を当該申立人に通知しなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てを受け、第11条第1項の規定により調査を実施した子

どもの人権案件について、これを第15条から第18 条までの規定により処理したときは、その概要を当該 申立人に通知しなければならない。

4 前3項に規定する通知は、当該申立人にとって最も適切な方法により行うものとする。

(市の機関への通知)

第14条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の 調査を開始するときは、関係する市の機関に対し、そ の旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、第11条第5項の規定により、子どもの人権案件の調査を中止し、又は打ち切ったときは、前項の規定により通知した関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。 3 オンブズパーソンは、次条から第18条までの規定による子どもの人権案件の処理を行ったときは、その概要を必要と認める市の機関に通知するものとする。

(勧告、意見表明等)

第15条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、擁護及び救済の必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は是正等申入れ書を提出することができる。

2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、制度の見直しの必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該制度の見直し等を図るよう意見表明し、又は改善等申入れ書を提出することができる。

3 前2項の規定により勧告、意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要望及び結果通知)

第16条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の 調査の結果、必要があると認めるときは、市民等に対 し、是正等の要望を行うことができる。

2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の 結果、前条に規定する勧告、意見表明等又は前項に規 定する是正等の要望の必要がないと認める場合におい ても、第13条の規定による申立人への通知のほかに、 関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結 果を文書で通知することができる。

(報告)

第17条 オンブズパーソンは、第15条に規定する 勧告、意見表明等を行ったときは、当該勧告、意見表 明等を行った市の機関に対し、是正等の措置等につい て報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、 第15条第1項に規定する勧告等に係る報告について は当該報告を求められた日から40日以内に、同条第 2項に規定する意見表明等に係る報告については当該報告を求められた日から60日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置等について報告するものとする

3 市の機関は、前項に規定する報告を行う場合において、是正等の措置等を講ずることができないときは、オンブズパーソンに対し、理由を示さなければならない。

(公表)

第18条 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、第15条に規定する勧告、 意見表明等の内容を、公表することができるものとする。

2 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、前条第2項の報告及び同条第3項の理由を、公表することができるものとする。

3 オンブズパーソンは、前2項に規定する公表を行う場合においては、個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第4章 補 則

(事務局等)

第19条 オンブズパーソンに関する事務を処理する ため、事務局を置く。

2 オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を 補助するため、調査相談専門員を置く。

(運営状況等の報告及び公表)

第20条 オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況等について、市長に文書で報告するとともに、 これを公表するものとする。

(子ども及び市民への広報等)

第21条 市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年3月規則第8号で、同11年3月23日から施行。ただし、同条例第3章の規定は、平成11年6月1日から施行)

2007年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン等名簿

2007年10月1日現在

職名	氏	名	職業等
オンブズパーソン (代表オンブズパーソン)	羽下	大 信	甲南大学教授
オンブズパーソン (代表代行オンブズパーソン)	桜 井	智恵子	大阪大谷大学教授
オンブズパーソン	泉	薫	弁護士
調査相談専門員(チーフ相談員)	森 澤	範 子	市嘱託職員
調査相談専門員(相談員)	太田	朋 恵	市嘱託職員
司	杉下	淳 哉	市嘱託職員
司	渡邊	純 子	市嘱託職員
調査相談専門員(専門員)	野 澤	正子	千里金蘭大学教授
司	塚 野	喜 恵	小児科医
司	田田	文 子	(社)子ども情報研究センター所長
司	川端	利彦	児童精神科医
司	生 田	收	元校長
同	池谷	博 行	弁護士

あとがき

粛々とオンブズパーソン活動のサポートを行う事務局にとって、残念な出来事がありま した。

それはオンブズパーソンがかかわる二つの案件に関する新聞報道があったことです。

いずれもオンブズパーソンの名前が記述されているものの、オンブズパーソンは勿論、申立てをしている当事者(子どもやその家族)も知らない間に報道されてしまったものです。

報道機関の社会的使命に基づき報道されたことでしょうが、何よりも、その報道によって当事者がさらなる苦しみと傷つきを背負わされたことが大変残念でなりません。

ご存知のとおり、子どもの人権オンブズパーソン活動については、年次ごとに可能な限り『オンブズ・レポート(活動報告書)』や「活動報告会」によって、みなさまに公表しております。

また、子どもの人権オンブズパーソンは、子どもとおとな(教師や学校など)の対立をいたずらにあおるものではなく、建設的な対話と支援のなかで、子どもの傷つきを癒し、もつれた関係を解きほぐしながら、学校や関係機関に働きかけ支援していくことを大切に考えています。

一連の報道は、そういう営みを粘り強く慎重に取り組むオンブズパーソン活動に水を差す結果となってしまっていますし、何よりも子どもの心情をさらに傷つけ、回復を鈍らすことになっています。

オンブズパーソンが関わった案件については、終結していない間に取材に応ずることはなく、終結をみた案件であっても、個人情報保護を最大限配慮しながら公表義務のある年次報告書以上のものは出さないことになっています。

オンブズパーソン活動は、何よりも相談者をはじめ、市民のみなさまとの信頼関係から成り立つものです。主張が違ったり誤解があったりなど一見敵対するような案件であったとしても、オンブズパーソンは相互理解を求めて取り組むものですので、関係機関のみなさまのオンブズパーソン活動へのさらなる理解と協力をお願いしたいと思います。

2008年3月1日

川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局